

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(3) 消防署所の整備・維持管理の考え方

資料1 消防署所の整備・維持管理の考え方（概要版）

資料2 消防署所の整備・維持管理の考え方（本編）

令和6年4月18日

消 防 局

消防署所の整備・維持管理の考え方【概要版】

はじめに ～策定主旨～

本市の公共施設は、令和 5 年 4 月時点で築 30 年以上のものが約半数を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると 10 年後には約 76% に達することから、今後施設機能の低下や修繕費用の増加など老朽化に伴う問題が懸念されています。

このような状況を踏まえ、本市では、令和 4 年 3 月に**資産マネジメント第 3 期実施方針**を策定し、中長期的な視点から**3つの戦略（資産保有の最適化、施設の長寿命化、財産の有効活用）に基づく取組みを推進**しています。

消防署所においても、半数以上が築 30 年以上となっており、**設備の老朽化に伴い消防活動に支障を来す可能性のある事象が発生しているとともに、修繕が必要な施設が多く、今後対応が必要**となっています。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や女性消防吏員の更なる活躍の推進を図る観点から、**消防署所に求められる機能が拡大**しています。

さらに、令和 4 年の救急出場件数は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の社会活動が戻り始めた影響や熱中症の影響もあり、新型コロナウイルス感染症拡大以前の増加率を上回った件数となり、**現体制（29 隊）では救急要請に対して直に出場できない状況が発生**してしまいました。

今後増え続けると予想される救急需要に適切に対応するためには、**救急需要が増えると予想される地域への救急隊の配置も検討する必要**が生じています。

この、「消防署所の整備・維持管理の考え方」は、川崎市総合計画と川崎市行財政改革第 3 期プログラム、資産マネジメント第 3 期実施方針等を上位計画として、消防関係法令、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を総務省消防庁が示している消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）等を踏まえ、**これからの消防署所に求められる機能、救急需要等の分析に基づく施設配置（部隊の配置）の考え方及び、計画的な施設の改修・改築や維持管理の考え方を整理し、本市に必要な消防力の確保を行う**ことを目的に策定するものです。

1. 現状

(1) 消防署所の分類

消防署、消防出張所については、合わせて消防署所と総称され、それぞれの役割は次のとおりとなっています。

図表 1 消防署所の分類

施設分類	概要
消防署 (8 施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区及び臨海部における石油コンビナート等特別防災区域を 1 つの行政的、社会的な 1 区域とした 8 消防署からなっています。 ・災害発生時における各方面指揮本部としての役割を担っています。 ・消防出張所の機能に加え、救助部隊及び指揮部隊、特殊災害対応部隊が配置されています。
消防出張所 (28 施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害到着時間を勘案して配置される消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動拠点としての役割のほか、災害発生時における災害活動拠点としての役割を担っています。

写真 1 臨港消防署



写真 2 多摩消防署栗谷出張所



(2) 消防署所の使用状況

消防署所は、消防局の職員が勤務するための施設となっており、勤務体系については、消防局内の庶務用務や市内建築物の届出審査等を行うため、**昼間に勤務する日勤（毎日勤務）**と、警防業務（火災の警戒及び鎮圧並びに災害の発生時における人命の救助その他の被害の防御に関する業務）や救急業務を行うため、**24 時間体制で勤務する当直（隔日勤務）**があります。

消防署については、毎日勤務者と隔日勤務者が混在していますが、消防出張所については、隔日勤務者のみとなっていることから、施設の使用状況が異なります。

また、**24 時間施設を使用し続けるという勤務の性質上、施設内の設備の消耗具合については、他の公共施設と比較して激しくなる面**もあります。

2. 課題

(1) 老朽化・機能不足等の課題

消防署所については、老朽化に伴い、雨漏りや設備の故障など、活動に支障を来す事象も発生しているほか、執務環境についても、感染症対策やプライバシーに配慮した個室の仮眠室が用意されていないなど、**昨今のニーズに合わせた必要な機能が確保されていない等の課題**があります。

また、近年、消防活動に必要な資器材が増加していますが、適切な保管場所を確保できていない状況となっているため、**消耗品の補充に時間を要する等の機能不足による課題**もあります。

加えて、救急活動における血液等の汚染を洗浄するために必要となるほか、**今般における感染症などに対しては感染症防止対策として必要となる、除染シャワー室などが完備されていない施設が半数以上**あります。

さらに、多くの消防署所においては、女性用施設が整備されておらず、**女性職員が当直勤務を行える環境が整っていないことから、女性職員の職場・職域の選択を狭めているという課題**もあります。

今後も、市民の生命・財産を守るために、修繕や建替え等を通じて、**消防力の基盤となる各施設の機能を強化していくことが必要**となっていることから、**計画的に修繕や建て替えを行う必要**があります。

写真 3 老朽化・機能不足等の課題

<p>天井部の雨漏り</p> <p>不十分な防水対策により雨漏りが発生し、天井部にカビが発生</p>	<p>資器材の保管スペース不足</p> <p>資器材を車庫から離れた場所に保管しているため、補充に時間を要する</p>
<p>個室化されていない仮眠室</p> <p>仮眠室が複数人で使用する大部屋となっており、パーティションで仮区画している</p>	<p>複数人が同時に使用する浴室</p> <p>浴室が個室化されておらず、複数人が同時に利用</p>

(2) 現在の施設配置における警防出動状況と課題

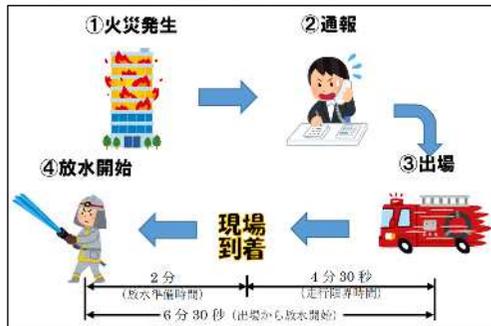
平成 25 年～令和 4 年の警防出動件数は年間 4,000 件前後で推移しています。

本市に必要な消防署所数については、消防力の整備指針上、市域すべてを一つの市街地として捉えることが出来ることから、消防署の管轄区域ごとに署所数は算出せず、市域全体のバランスを考慮して署所を配置しています。

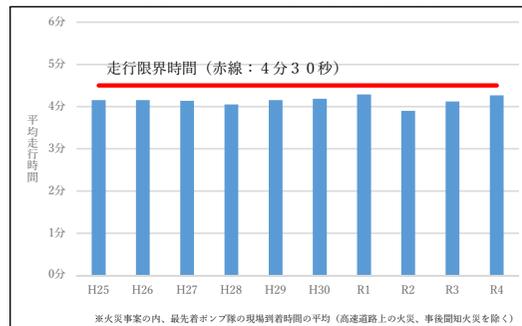
現在、消防署・所数は 36 署所となっており、整備指針から算出される必要な消防署所数には 1 署所不足しておりますが、過去 10 年間の火災出場の走行時間の平均（事後聞知、高速道路などの特殊な火災は除く）は、消防力の整備指針が示すポンプ車等の走行限界時間である 4 分 30 秒以内となっています。

また、これを超えるコンビナート地域や狭隘な道路事情などの特別な事情がある場所についても、個別の対応が講じられていることから、現在の配置状況は適切な水準であると言えます。

図表 2 火災発生から放水開始までのプロセス



図表 3 ポンプ車の平均走行時間



(3) 現在の施設配置における救急出動状況と課題

市内の救急出場件数は、令和 2 年および令和 3 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、令和元年を下回る件数となりましたが、令和 4 年には新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年よりも約 1 万件増加の 84,776 件となるなど、年々増加しています。

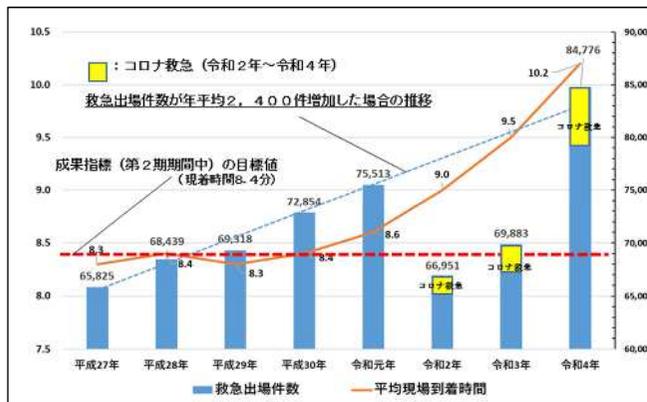
また、新たな救急通報に対して救急隊が直に出場できない状況が令和 4 年 8 月に初めて発生し、その後も数日間発生しており、令和 4 年中の合計は 6 日間 111 件にも及びました。

さらに、平均現場到着時間については新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年までは 8 分台で推移してきましたが、その後令和 2 年に 9.0 分、令和 3 年に 9.5 分、令和 4 年には遂に 10.2 分となり、心肺停止時の 1 か月社会復帰率向上に影響を及ぼす 10 分を超えてしまいました。

救急出場 1 件あたりの平均活動時間は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年とコロナ拡大後の令和 4 年では 9.3 分の延伸となりました。また、救急隊の 1 日の平均活動時間については、コロナ拡大前の令和元年とコロナ拡大後の令和 4 年では約 2 時間の延伸となりました。

こういった救急隊の平均活動時間増大に伴い、救急隊員の疲労による事故発生リスクが高まっています。

図表 4 平成 27 年～令和 4 年 救急出場件数と平均現場到着時間の推移



令和 4 年の救急搬送に占める高齢者の割合は約 56%であり、搬送件数に占める高齢者の割合は増加傾向にあることから、市内の総人口は令和 12 年まで増加することが予想されているほか、市内の高齢者人口についても令和 32 年まで増加することが予想されているため、救急需要は更に高まると推測されています。

図表 5 平成 27 年～令和 4 年 救急出場状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
救急件数	65,825件	68,439件	69,318件	72,854件	75,513件	66,951件	69,883件	84,776件
前年比		2,614件	879件	3,536件	2,659件	-8,562件	2,932件	14,893件
1隊あたりの件数	2,438件	2,535件	2,567件	2,602件	2,697件	2,309件	2,410件	2,923件
救急隊数	27隊	27隊	27隊	28隊	28隊	29隊	29隊	29隊
平均現場到着時間	8.3分	8.4分	8.3分	8.4分	8.6分	9.0分	9.5分	10.2分
高齢者搬送人数	30,139人	31,649人	33,006人	34,813人	35,970人	31,734人	32,095人	37,561人
高齢者搬送割合	52%	53%	55%	55%	55%	56%	55%	56%
コロナ救急件数						458件	2,925件	5,591件

4月王禅寺増隊 4月宿河原増隊

今後新型コロナウイルス感染症が収束するとともに、現場滞在時間の延長については改善されると予想されるものの、救急出場件数は依然として増加しており、救急需要は更に高まると推測されることから、現在行っている救急車の適正利用に関する取組や、AIによる第二救急隊（救急要請が多く、待機中の救急隊が著しく少ない状況となった際に、各署に配置している非常用救急車を活用して、臨時的救急隊を編成）の事前配置等、ソフト面による対応を引き続き実施するほか、救急体制強化の検討を行うこととします。

3. 整備等の考え方

(1) 必要な機能・設備の整理

今後整備を行う消防署所においては、現在充足されている機能等に加え、平時より万全な感染症対策が講じられるような設備等の導入が必要であるほか、近年の社会情勢を鑑み、女性職員が活躍できる環境を整えることも必要であることから、新たに施設整備等を行う際には、原則として、以下の機能を標準的に備えることとします。

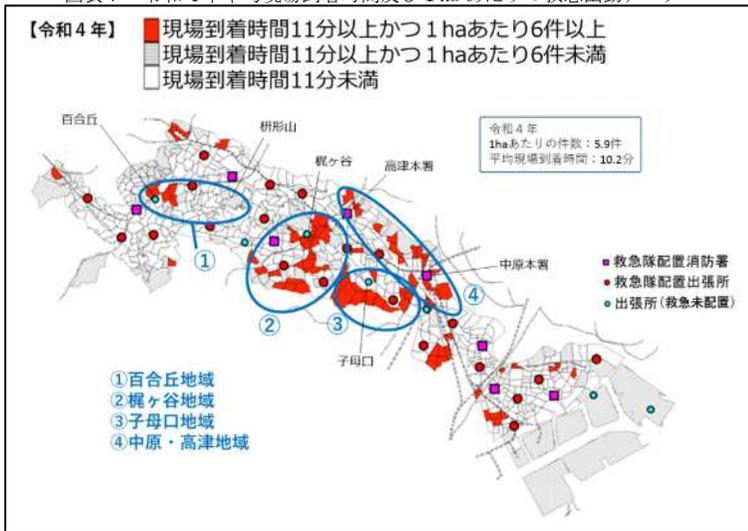
図表 6 消防署所の必要な機能要件

優先度	機能	概要
高	車庫	配置車両が円滑に出場できるスペースを有すること。
	給油設備	大規模災害時等において、自立した活動が継続できるための施設を確保すること。
	非常用電源設備	大規模災害時等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための設備を有すること。
	仮眠室	夜間の緊急出動等に備え、個室化による感染症対策を行った仮眠スペースを有すること。
	消毒室	救急活動における感染防止を図るための機能を有し、消毒室までの経路が独立していること。
中	倉庫	災害における必要な資器材等を保管するため、十分なスペースがあること。
	ホース乾燥塔	災害活動を円滑に行うため、使用した消防用ホースを洗浄・乾燥させるための施設を確保すること。
	浸水対策	ハザードマップにおいて、浸水が想定されている地域に配置されている施設については、浸水対策を行うこと。
	事務室	一般事務室機能のほか、災害出場に配慮した機能を有するほか、感染症対策をとれるようにすること。
	トイレ	男女別に整備し、乾式・洋式・自動洗浄機能により、感染症対策を行うこと。
	浴室・脱衣室	災害出場等により、汚れた身体を清潔に保つ機能を有し、プライバシー保護の観点から個室化すること。
	厨房・食堂	大規模災害時等において、継続した活動が継続できるための施設を確保すること。
低	更衣室	男女別に衣服を替えることができるスペースを有し、プライバシーが保たれること。
	訓練設備	消防吏員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術等を向上させるための設備を有すること。
	乾燥室	災害活動等で汚染した衣類等を洗濯する必要があるほか、洗濯後の衣類等を乾燥する設備を有すること。
	洗面所	非接触型自動水栓とするなど、感染症対策を行うこと。
	会議室	各種会議、打合せを実施する機能を有すること。
	駐車場・駐輪場	公用車、警防・査察用バイク、来庁者等の駐車・駐輪スペースを確保すること。

(2) 救急需要等の分析に基づく施設配置の考え方

救急体制強化の検討を行うにあたり、現場到着時間及び件数について分析し課題地域の絞り込みを行ったところ、**平均現場到着時間が長く、救急出場件数も多い百合丘地域、梶ヶ谷地域、子母口地域及び中原・高津地域の4つの課題地域**については、現状の救急隊配置の状況と救急需要を加味した適正配置について検討する必要があることが分かりました。

図表7 令和4年平均現場到着時間及び1haあたりの救急出動データ



この4つの地域について分析を行ったところ、百合丘地域、梶ヶ谷地域及び子母口地域は昼間も夜間も平均現場到着時間が11分を超える範囲が広く、また、**これらの地域には救急隊が配置されていない状況**となっていることから、**百合丘地域、梶ヶ谷地域及び子母口地域は24時間運用の救急隊の配置が効果的**であることが分かりました。

一方、中原・高津地域についてはいずれも救急隊が配置されており、夜間の平均現場到着時間は、広い範囲で10分未満となっていますが、昼間の平均現場到着時間は11分を超える範囲が広がっています。これは**中原区及び高津区の昼間の救急件数が、配置されている救急隊数では対応しきれなくなっている**と考えられるため、**中原・高津地域には昼間の需要に対応する救急隊(日中運用の救急隊)を配置するのが効果的**であると考えます。

課題地域への救急隊配置については、**24時間運用の救急隊を配置するためには、救急車両の駐車場所、救急隊員の仮眠室、救急資器材の消毒室、事務所スペース等、必要な施設が整っている必要**がありますが、中原消防署及び高津消防署は救急隊員の仮眠室以外の施設は既に条件をクリアしているため、昼間の需要に対応する日中運用の救急隊であればすぐに配置することが可能な状況となっていることから、**令和6年度に中原消防署、令和7年度に高津消防署に日中運用の救急隊を配置すること**となりました。

次に百合丘出張所、梶ヶ谷出張所、子母口出張所については、**現状で救急隊が未配置のため、救急隊を配置するためには、順次、前述の施設を新しく整備する必要があります**。そのため、救急件数等の状況を分析し、最も配置の優先度が高い出張所を検討した結果、**子母口出張所の建替と救急隊の配置を同時かつ優先的に検討**することとし、梶ヶ谷出張所及び百合丘出張所への配置については、**中原消防署、高津消防署への日中運用の救急隊配置及び子母口出張所への24時間運用の隔日勤務体制の救急隊配置の波及効果を検証した上で、再度市内全体の救急出場状況の分析を行い、適正配置の検討を行うこと**とします。

(3) 整備の基本的な考え方

一般的に、改修は改築よりもコスト面で有利であることが多いことから、各施設に求められる機能が充足されることを前提とした場合、**客観的データに基づきながら経済合理性の観点から改修・改築の判断を行う**ことが必要となります。

また、「資産マネジメント第3期実施方針」では、機能重視の考え方に基づき資産保有の最適化を進めることとしており、消防署所についても他の公共施設との複合化の検討対象となります。

各消防署所に必要な機能は前述のとおりですが、**施設の改修・改築の際には、他の公共施設との複合化の可能性などを検討**します。

写真3 中原消防署(民間ホテルとの複合化)



なお、川崎市では、行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として『民間活用(川崎版PPP)推進方針』を策定しており、**施設整備・管理運営事業(ハード事業)については、原則すべての案件を検討の対象**とすることとしています。

消防署所の整備においても民間活用の検討を行うこととしますが、消防出張所については、敷地面積・建物面積共に比較的狭いことから、単独施設で情報発信した場合には、民間活用の提案についても、**範囲の狭い提案**となってしまいます。そこで、効果的に検討を進めるために、**民間事業者との対話にあたっては、複数施設をまとめて情報発信し対話すること**とします。

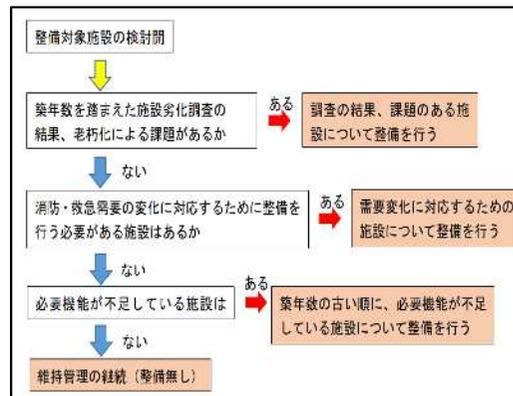
(4) 整備の優先順位付けの考え方

現在の消防署所は、**築30年以上の施設が半数以上を占めており、今後、大量かつ同時期に更新時期を迎えることが想定**されています。一方で、**現在地に施設を改修・改築する際には、その施設の消防隊(救急隊)が一時的に隣接箇所等へ移転する必要**があり、消防隊(救急隊)の配置場所が一時的に変わります。改修・改築中に管轄する地域にて災害が発生した場合には、**移転場所から出場するとともに、災害地点から最も近くにいる部隊にも出場指令**が出るため、災害対応の影響は最小限となりますが、それでも**平時より市域に必要な消防力の適正配置を確保しておく必要があること**や、**本市の厳しい財政環境を踏まえ、同時期に改修・改築を行うことは困難**です。

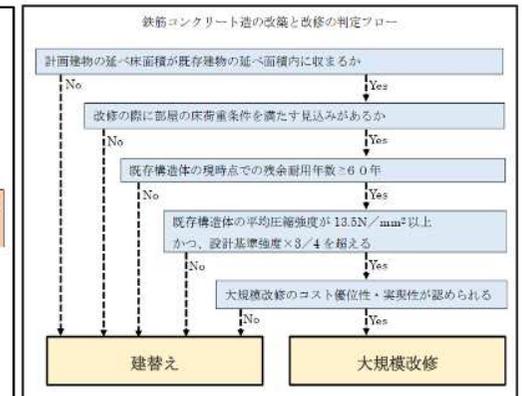
そのため、改修・改築を行う施設の優先順位付けを行い、財政負担の平準化も含め計画的に対応していくことが必要となることから、**「築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題」、「消防・救急需要の変化に対応するための施設の整備」、「必要機能・設備の不足」の3つを検討項目とした整備の優先順位付けを行うもの**とし、都度見直しを行うものとします。

(5) 判定フロー

図表8 整備対象施設の決定に関する判定フロー



図表9 整備手法の決定に関する判定フロー



4. 施設の維持管理の考え方

資産マネジメント第3期実施方針に基づき、消防署所についても、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、**機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの最適化**を図ります。

施設の長寿化に向けては、上位計画である資産マネジメント第3期実施方針を基本とし、**資産マネジメント第3期実施方針において長寿化対象部位として挙げられている機能や設備に加えて、消防活動に必要な機能、安全性の観点から、車庫シャッターについて目標更新年数を設定**することとします。

また、ライフサイクルコストの最適化を図る上で、施設を適切に維持するためには、**施設の各部位及び設備機器それぞれの機能・性能についての異常・劣化・損傷の状態を点検し、異常等がある場合、適切な対策を行うことが必要**です。

消防署所は、消防活動の拠点や、災害時の応急対策の拠点としての機能が求められており、例えば、災害出動時に車庫シャッターが故障した際には、出動不能が発生することによる現場到着時間が延伸する等の市民サービスの低下を招くことから、一定の使用頻度で交換を実施するなど、**市民の生命・財産を守る観点から、施設の機能・性能を常に正常な状態で保つことが必要**です。

一方で、消防署所の半数以上は、築30年以上たっていることから、老朽化が進んでおり、今後も施設の必要な機能や安全性を確保していくためには、**各種法令に基づく法定点検を含め、施設や設備等の計画的な点検により、不具合（異常、故障等）箇所を早期に発見し、効率的かつ効果的な対策を行うことが重要**となります。

なお、消防署所には、他の公共施設とは異なる特有の設備（ホース乾燥塔）等を有していることから、**特有の設備を抽出し、消防署所に必要な点検を実施**することとします。

5. 当面の施設整備

図表 10 消防署所の一覧（築年数の古い順、設備・機能整理）

No.	施設名称 ※1	建築年月	築年数	耐用年数	救急隊	機能区分	車庫	給油設備	非常用電源	仮眠室	消毒室
※2 1	平間出張所	S49.9	48	100年超	配置	出張所	○	—	○	×	○
2	王禅寺出張所	S52.3	46	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
3	子母口出張所	S54.5	43	87年	未配置	出張所	○	—	○	×	—
4	犬蔵出張所	S55.3	43	100年超	未配置	出張所	○	—	○	×	—
5	新作出張所	S56.3	42	22年	配置	出張所	○	—	○	×	×
6	荻宿出張所	S57.3	41	—	未配置	出張所	○	—	○	×	—
7	久地出張所	S57.3	41	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
8	小田出張所	S58.3	40	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
9	井田出張所	S58.5	40	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
10	宮前消防署	S60.7	37	100年超	配置	消防署	○	○	○	×	×
11	麻生消防署	S60.7	37	—	配置	消防署	○	○	○	×	×
12	加瀬出張所	S61.4	37	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
13	南河原出張所	S62.1	36	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
14	大島出張所	S63.3	35	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
15	野川出張所	H1.3	34	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
16	小田中出張所	H1.7	33	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
17	百合丘出張所	H2.11	32	—	未配置	出張所	○	—	○	×	—
18	多摩消防署	H3.3	32	—	配置	消防署	○	○	○	×	○
19	菅出張所	H3.3	32	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
20	千鳥町出張所	H4.2	31	—	未配置	出張所	○	○	○	×	—
21	向丘出張所	H4.11	30	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
22	殿町出張所	H6.2	29	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
23	浮島出張所	H10.10	24	—	未配置	出張所	○	—	○	○	—
24	梶ヶ谷出張所	H11.2	24	—	未配置	出張所	○	—	○	○	—
25	川崎消防署	H14.3	21	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
26	高津消防署	H17.4	18	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
27	藤崎出張所	H19.9	15	—	配置	出張所	○	—	○	○	○

No.	施設名称	建築年月	築年数	耐用年数	救急隊	機能区分	車庫	給油設備	非常用電源	仮眠室	消毒室
28	中原消防署	H20.3	15	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
29	幸消防署	H22.3	13	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
30	臨港消防署	H24.2	11	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
31	栗木出張所	H25.1	10	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
32	柿生出張所	H26.3	9	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
33	菅生出張所	H28.2	7	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
34	宿河原出張所	R2.3	3	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
35	栗谷出張所	R4.3	1	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
36	宮崎出張所					改築中					

※1 施設名が緑の施設については、優先順位：高の機能・設備が充足されていることを示しています。
 ※2 王禅寺については、H30.1に内装改修済み

(1) 次の整備対象施設

必要な機能・設備のうち優先順位：高に該当する機能・設備が不足している施設に対し、築年数の古い順に優先順位を付けると、優先順位1位が幸消防署平間出張所、優先順位2位が高津消防署子母口出張所、優先順位3位が宮前消防署犬蔵出張所、優先順位4位が高津消防署新作出張所というように整理されます。

ここから、判定フローに従い優先順位の見直しを行うと、築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題のある施設は無いことから、前述の救急需要等の分析に基づく施設配置の考え方に記載のとおり、**救急需要の変化に対応するための施設として、高津消防署子母口出張所が該当していることから、高津消防署子母口出張所を優先順位1位として繰り上げる**必要があります。

以上のことから、**次の整備対象施設は高津消防署子母口出張所を優先的に検討するもの**とします。

図表 11 優先順位付けの見直しによる次の整備対象施設

見直し前の優先順位			見直し後の優先順位		
優先順位	施設名	築年数	優先順位	施設名	築年数
1	平間出張所	築48年	1	子母口出張所	築43年
2	子母口出張所	築43年	2	平間出張所	築48年
3	犬蔵出張所	築43年	3	犬蔵出張所	築43年
4	新作出張所	築42年	4	新作出張所	築42年
—	荻宿出張所	築41年	—	荻宿出張所	築41年
—	久地出張所	築41年	—	久地出張所	築41年
—	小田出張所	築40年	—	小田出張所	築40年
—	井田出張所	築40年	—	井田出張所	築40年

救急需要の変化に対応するため、順位見直し
 耐用年数 未調査

(2) 当面のスケジュール

図表 12 当面のスケジュール

	R5年度	R6年度	令和7年度	令和8年度
消防署所の整備・維持管理の考え方	考え方策定	考え方に基づく取組推進		
施設整備		高津消防署子母口出張所 検討	検討結果に基づく取組推進	次期施設 検討

消防署所の整備・維持管理の考え方

令和 6（2024）年 3 月

川崎市消防局

はじめに ～策定主旨～

本市の公共施設は、令和5年4月現在で築30年以上のものが約半数を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には約76%に達することから、今後施設機能の低下や修繕費用の増加など老朽化に伴う問題が懸念されています。

このような状況を踏まえ、本市では、令和4年3月に資産マネジメント第3期実施方針を策定し、中長期的な視点から3つの戦略（資産保有の最適化、施設の長寿命化、財産の有効活用）に基づく取組みを推進しています。

消防署所においても、半数以上が築30年以上となっており、設備の老朽化に伴い消防活動に支障を来す可能性のある事象が発生しているとともに、修繕が必要な施設が多く、今後対応が必要となっています。

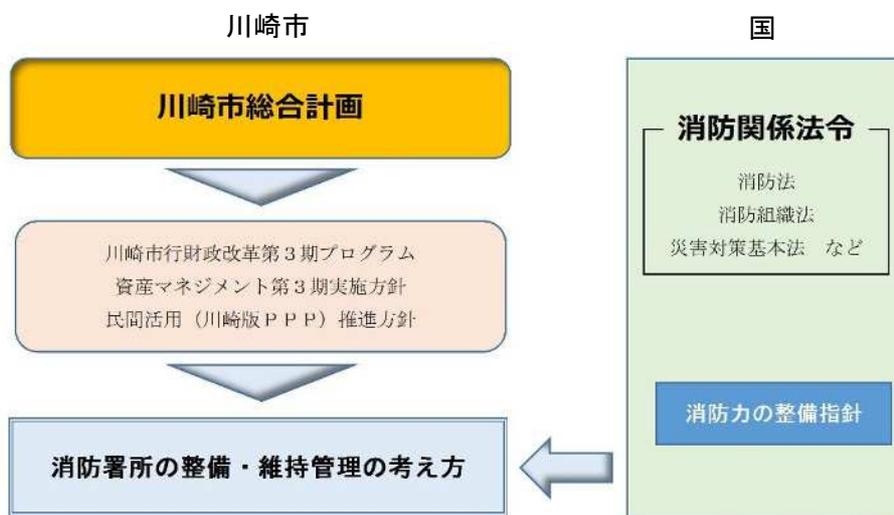
また、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や女性消防吏員の更なる活躍の推進を図る観点から、消防署所に求められる機能が拡大しています。

さらに、令和4年の救急出場件数は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の社会活動が戻り始めた影響や熱中症の影響もあり、新型コロナウイルス感染症拡大以前の増加率を上回った件数となり、現体制（29隊）では救急要請に対して直ちに出場できない状況が発生してしまいました。

今後増え続けると予想される救急需要に適切に対応するためには、救急需要が増えると予想される地域への救急隊の配置も検討する必要があります。

この、「消防署所の整備・維持管理の考え方」は、川崎市総合計画と川崎市行財政改革第3期プログラム、資産マネジメント第3期実施方針等を上位計画として、消防関係法令、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を総務省消防庁が示している消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）等を踏まえ、これからの消防署所に求められる機能、救急需要等の分析に基づく施設配置（部隊の配置）の考え方及び、計画的な施設の改修・改築や維持管理の考え方を整理し、本市に必要な消防力の確保を行うことを目的に策定するものです。

図表1 考え方の位置付け



目次

1. 現状	1
(1) 消防署所の分類	1
(2) 消防署所の使用状況	4
2. 課題	5
(1) 老朽化・機能不足等の課題	5
(2) 現在の施設配置における警防出動状況と課題	7
(3) 現在の施設配置における救急出動状況と課題	11
3. 整備等の考え方	15
(1) 必要な機能・設備の整理	15
(2) 救急需要等の分析に基づく施設配置の考え方	28
(3) 整備の基本的な考え方	33
(4) 整備の優先順位付けの考え方	35
(5) 判定フロー	37
4. 維持管理の考え方	38
5. 当面の施設整備	39
(1) 次の整備対象施設	40
(2) 当面のスケジュール	40

1. 現状

(1) 消防署所の分類

消防署、消防出張所については、合わせて消防署所と総称されます。

それぞれの役割は次のとおりとなっており、一覧及び配置状況は図表 2 及び図表 3 のとおりとなっています。

ア 消防署（8 施設）

- ・各行政区及び臨海部における石油コンビナート等特別防災区域を 1 つの行政的、社会的な 1 区域とした 8 消防署からなっています。
- ・災害発生時における各方面指揮本部としての役割を担っています。
- ・消防出張所の機能に加え、救助部隊及び指揮部隊、特殊災害対応部隊が配置されています。

イ 消防出張所（28 施設）

- ・災害到着時間を勘案して配置される消防ポンプ自動車及び救急自動車の出動拠点としての役割のほか、災害発生時における災害活動拠点としての役割を担っています。

写真 1 臨港消防署本署



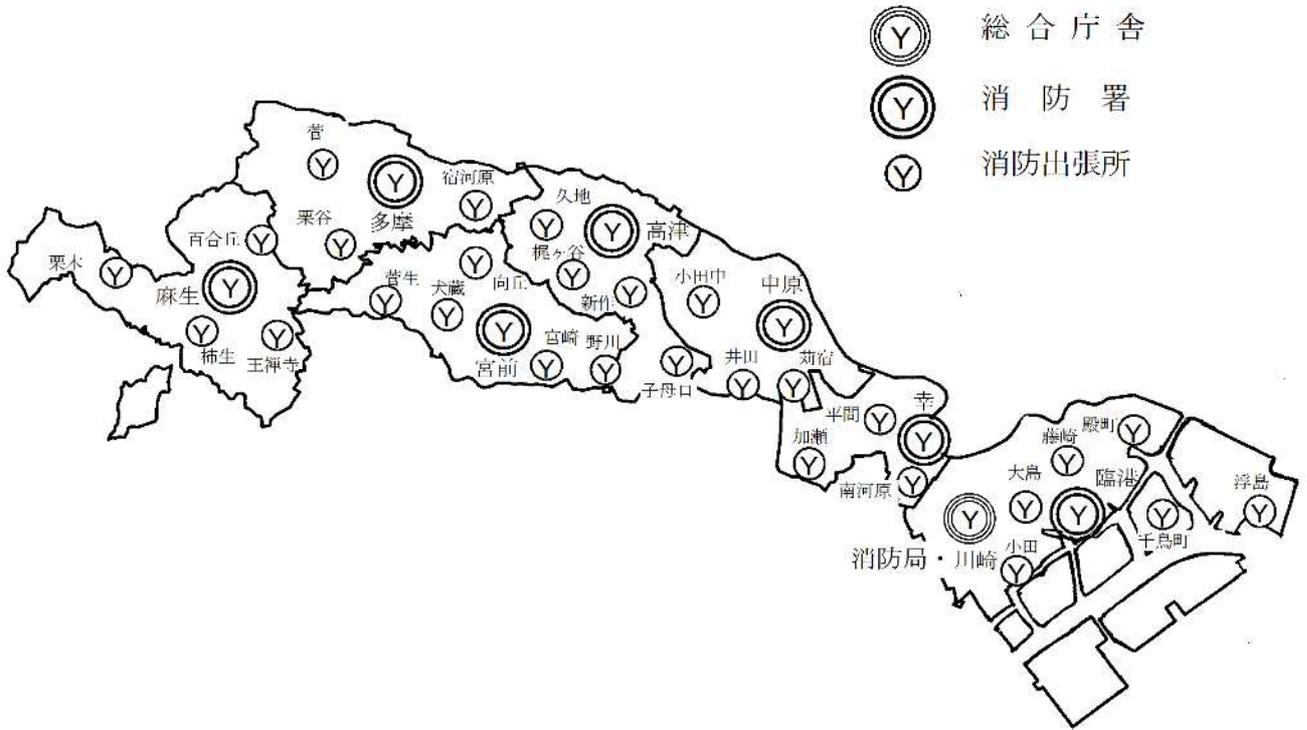
写真 2 多摩消防署栗谷出張所



図表2 消防署所の一覧

名称	所在地	建築年月 (改修)	敷地面積 (㎡)	構造・規模	延床面積 (㎡)	
臨港消防署	本 署	川崎区池上新町 3-1-5	H24.2	1,866.85	RC造4階	2,589.40
	浮島出張所	川崎区浮島町 509-1	H10.10	1,999.36 (環境局)	鉄骨造2階	1,087.91
	千鳥町出張所	川崎区千鳥町 15-4	H4.2	1,267.99	RC造3階	1,130.24
	殿町出張所	川崎区殿町 3-25-2	H6.2	580.07	RC造3階	874.55
	藤崎出張所	川崎区藤崎 3-7-1	H19.9	667.95	RC造2階	717.17
川崎消防署	本 署 (総合庁舎併設)	川崎区南町 20-7	H14.3	2,411.82	SRC造9階 地下1階	8,977.21
	小田出張所	川崎区小田 7-3-41	S58.3	1,578.20	RC造2階	548.10
	大島出張所	川崎区大島上町 20-3	S63.3	231.40	RC造3階	444.17
幸消防署	本 署	幸区戸手 2-12-1	H22.3	1,621.95	RC造4階	2,095.92
	南河原出張所	幸区南幸町 2-38	S62.1	276.32	RC造3階	441.13
	平間出張所	幸区下平間 4	S49.9	530.66	RC造2階	390.43
	加瀬出張所	幸区南加瀬 4-18-5	S61.4	448.25	RC造3階	514.46
中原消防署	本 署	中原区新丸子東 3-1175-1	H20.3	2,557.17	(消防署部分) SRC造(1階~4階) S造(5階の一部)	3,014.86
	荻宿出張所	中原区荻宿 42-3	S57.3	433.05	RC造2階	392.65
	井田出張所	中原区井田中ノ町 23-3	S58.5	297.51	鉄骨造2階	336.07
	小田中出張所	中原区上小田中 3-7-1	H1.7	380.72	RC造3階	410.94
高津消防署	本 署	高津区二子 5-14-5	H17.4	1,312.15	RC造5階	2,029.71
	子母口出張所	高津区子母口 298-2	S54.5	600.10	RC造2階	366.59
	新作出張所	高津区新作 4-12-7	S56.3	229.05	RC造3階	401.03
	梶ヶ谷出張所	高津区向ヶ丘 8-16	H11.2	692.41	RC造2階	511.10
	久地出張所	高津区久地 4-11-19	S57.3	309.41	鉄骨造2階	356.05
	宮前消防署	本 署	宮前区宮前平 2-20-4	S60.7	1,559.25	RC造4階
野川出張所		宮前区西野川 2-7-8	H1.3	1,060.86	RC造2階	487.34
宮崎出張所		宮前区有馬 2-8-11	改築中(工事期間中は犬蔵出張所に移転)			
向丘出張所		宮前区平 1-4-17	H4.11	388.17	RC造2階	424.16
犬蔵出張所		宮前区犬蔵 1-10-2	S55.3 (H27.3)	1,142.96	RC造2階	341.86
菅生出張所		宮前区菅生 3-43-23	H28.2	607.47	RC造2階	526.36
多摩消防署		本 署	多摩区枳形 2-6-1	H3.3	1,762.90	RC造3階
	宿河原出張所	多摩区宿河原 3-12-1	R2.3	391.58	RC造2階	514.20
	菅出張所	多摩区菅馬場 1-13-1	H3.3	382.41	RC造2階	412.25
	栗谷出張所	多摩区栗谷 3-30-8	R4.2	952.25	RC造2階	542.34
麻生消防署	本 署	麻生区万福寺 1-5-4	S60.7	1,340.90	RC造3階	1,492.57
	王禅寺出張所	麻生区王禅寺東 4-1-6	S52.3 (H30.1)	1,003.96	RC造2階	314.74
	百合丘出張所	麻生区百合丘 1-18-4	H2.11	621.87	RC造2階	410.93
	柿生出張所	麻生区片平 2-30-7	H26.3	762.45	RC造2階	761.77
	栗木出張所	麻生区栗木台 4-2-1	H25.1	2,000.13	RC造2階	598.07

図表3 消防署所の配置



- ◎ 総合庁舎
- 消防署
- 消防出張所

臨港消防署				
本署	浮島出張所	千鳥町出張所	殿町出張所	藤崎出張所
◎			◎	◎
○	○	○	○	○

川崎消防署		
本署	小田出張所	大島出張所
◎	◎	◎
○	○	

幸消防署			
本署	南河原出張所	平間出張所	加瀬出張所
◎	◎	◎	◎
○			○

中原消防署			
本署	荻宿出張所	井田出張所	小田中出張所
◎		◎	◎
○			○

高津消防署				
本署	子母口出張所	新作出張所	梶ヶ谷出張所	久地出張所
◎		◎		◎
○	○			

宮前消防署				
本署	野川出張所	宮崎出張所	向丘出張所	犬蔵出張所
◎	◎	◎	◎	
○				○

多摩消防署			
本署	宿河原出張所	菅出張所	栗谷出張所
◎	◎	◎	◎
○	○		

麻生消防署				
本署	王禅寺出張所	百合丘出張所	柿生出張所	栗木出張所
◎	◎		◎	◎
○			○	

凡例 ◎ 救急隊配置署所、○ 通信員配置署・出張所

(2) 消防署所の使用状況

消防署所は、消防局の職員が勤務するための施設となっており、勤務体系については、消防局内の庶務用務や市内建築物の届出審査等を行うため、昼間（8時30分～17時15分）に勤務する日勤（毎日勤務）と、警防業務（火災の警戒及び鎮圧並びに災害の発生時における人命の救助その他の被害の防御に関する業務）や救急業務を行うため、24時間体制で勤務する当直（隔日勤務）があります。

隔日勤務についてですが、消防局は火災や救急等の事案に対し、24時間体制で対応を行う必要があることから、当業務を実施する消防職員については、8時30分～翌日8時30分の勤務を行い、1日休むという隔日での勤務を行っています。

消防署については、毎日勤務者と隔日勤務者が混在していますが、消防出張所については、隔日勤務者のみとなっていることから、施設の使用状況が異なります。

また、24時間施設を使用し続けるという勤務の性質上、施設内の設備の消耗具合については、他の公共施設と比較して激しくなる面もあります。

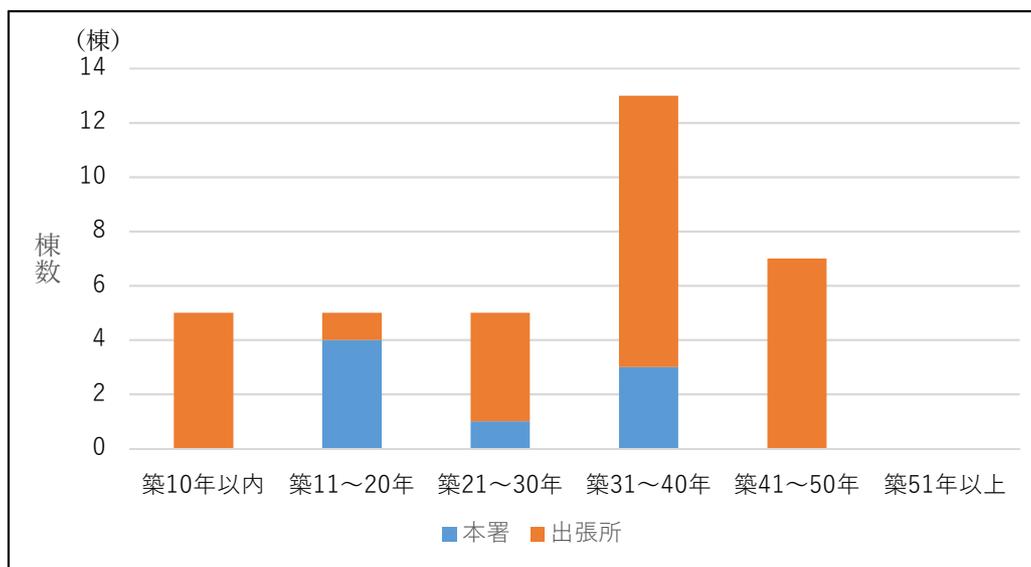
なお、女性労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていましたが、平成6年（1994年）に規則の改正により深夜業の規則が解除され、女性消防職員も、24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、警防業務・救急業務ともに隔日勤務を行っています。

2. 課題

(1) 老朽化・機能不足等の課題

資産マネジメント第3期実施方針においては、本市における公共建築物の目標耐用年数を築60年以上としており、計画的に適切な修繕や、長寿命化工事を実施することとしていますが、消防署所の半数は、築30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

図表4 消防署所の築年数（令和5年3月時点）



消防署所については、老朽化に伴い、雨漏りや設備の故障など、活動に支障を来す事象も発生しているほか、執務環境についても、感染症対策やプライバシーに配慮した個室の仮眠室が用意されていないなど、必要な機能が確保されていない等の課題があります。

また、近年、消防活動に必要な資器材が増加していますが、適切な保管場所を確保できていない状況となっており、車庫から離れている場所に救急隊用資器材を保管しているため、職員の動線の支障となるほか、消耗品の補充に時間を要する等の機能不足による課題もあります。

加えて、救急活動における血液等の汚染を洗浄するために必要となるほか、今般における感染症などに対しては感染症防止対策として必要となる、除染シャワー室などが完備されていない施設が半数以上あります。

さらに、多くの消防署所においては、女性用トイレの不足や仮眠室・浴室が個室化されていないなど、女性職員が当直勤務を行える環境が整っていないことから、女性職員の職場・職域の選択を狭めているという課題もあります。

これらの消防施設は今後、更新時期を迎える施設が複数発生することが想定されることから、財政負担の平準化を図るため、計画的に修繕や建て替えを行う必要があります。

今後も、市民の生命・財産を守るために、修繕や建替え等を通じて、消防力の基盤とな

る各施設の機能を強化していくことが必要となっています。

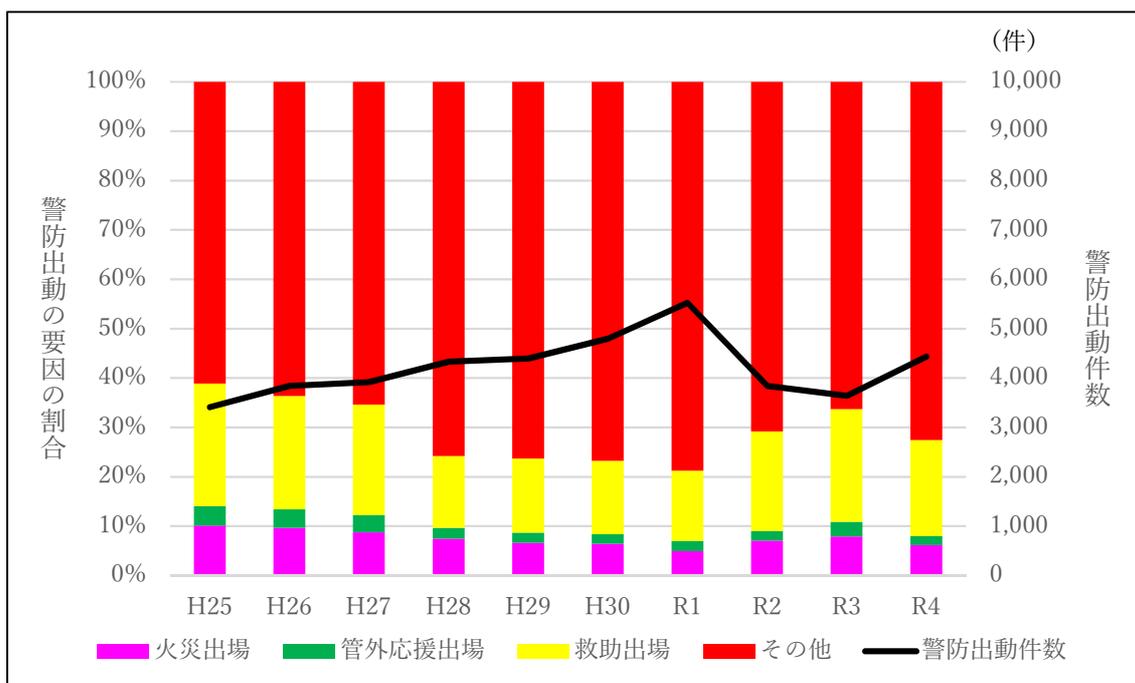
図表5 施設の老朽化や機能不足に伴う課題

<p>天井部の雨漏り</p>  <p>不十分な防水対策により雨漏りが発生し、天井部にカビが発生</p>	<p>資器材の保管スペース不足</p>  <p>資器材を車庫から離れた場所に保管しているため、補充に時間を要する</p>
<p>個室化されていない仮眠室</p>  <p>仮眠室が複数人で使用する大部屋となっており、パーティションで仮区画している</p>	<p>複数人が同時に使用する浴室</p>  <p>浴室が個室化されておらず、複数人が同時に利用</p>

(2) 現在の施設配置における警防出動状況と課題

図表6によると、平成25年～令和4年の警防出動件数は4,000件前後で推移しています。その他出場の区分については、火災警報器の鳴動による偵察出場、燃料の漏えいによる警戒出場が大部分を占めています。

図表6 平成25年～令和4年 警防出動件数の推移



消防局では、これまで出張所を統廃合するなど、消防署所の適正配置に取り組んできており、直近では、麻生区の小田急多摩線沿線の地域（黒川・はるひ野）で市街地化が進み、人口が急増した平成23年当時、当該地域に消防出張所がなく、ポンプ車の現場到着までに時間を要する地域となっていたことから、火災発生時におけるポンプ車の現場到着時間の短縮化を図るため、当該地域に栗木出張所を新設しました。

本市に必要な消防署・所数については、消防力の整備指針によると、市街地に配置する署所数は「市街地面積÷署所担当面積」によって算出できるとされており、整備指針から算出される必要な消防署・所数は37署所となります。本市は、消防力の整備指針上、市域すべてを一つの市街地として捉えることが出来ることから、消防署の管轄区域ごとに署所数は算出せず、市域全体のバランスを考慮して署所を配置しています。

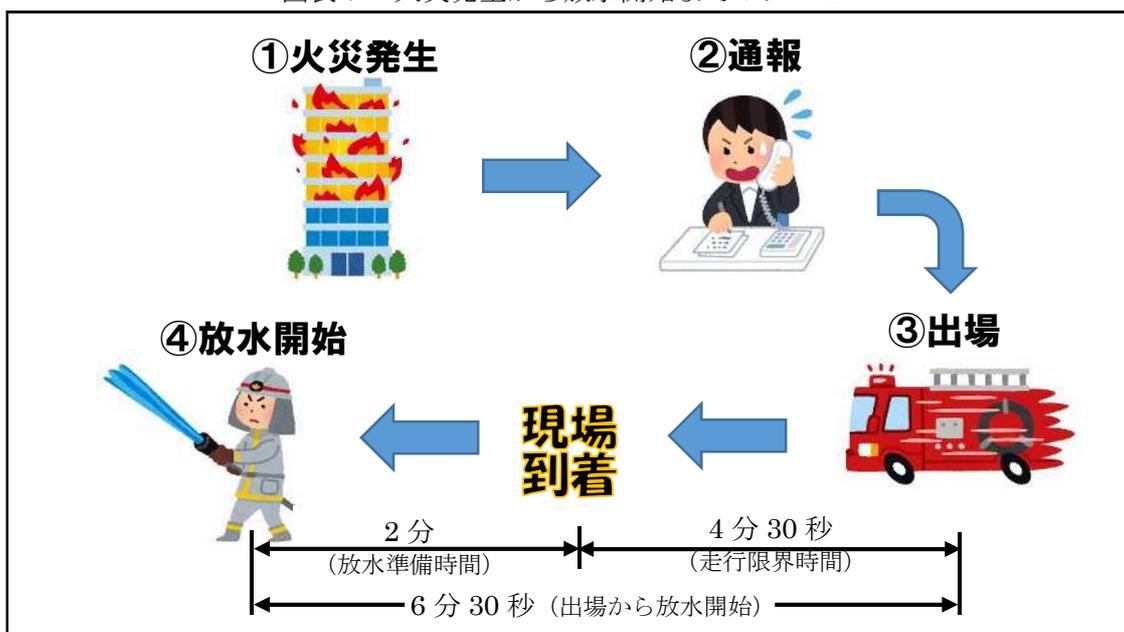
なお、「市街地面積」を求めるためには人口密度を把握する必要があり、整備指針では国勢調査で設定される人口集中地区人口密度を用いて算出しています。

現在、消防署・所数は36署所となっており、整備指針から算出される必要な消防署所数には1署所不足しておりますが、過去10年間（平成25（2013）年から令和4（2022）年まで）の火災出場の走行時間の平均（事後聞知、高速道路などの特殊な火災は除く）は、ポンプ車等が消防力の整備指針が示す走行限界時間（出場から現場到着まで4分30秒

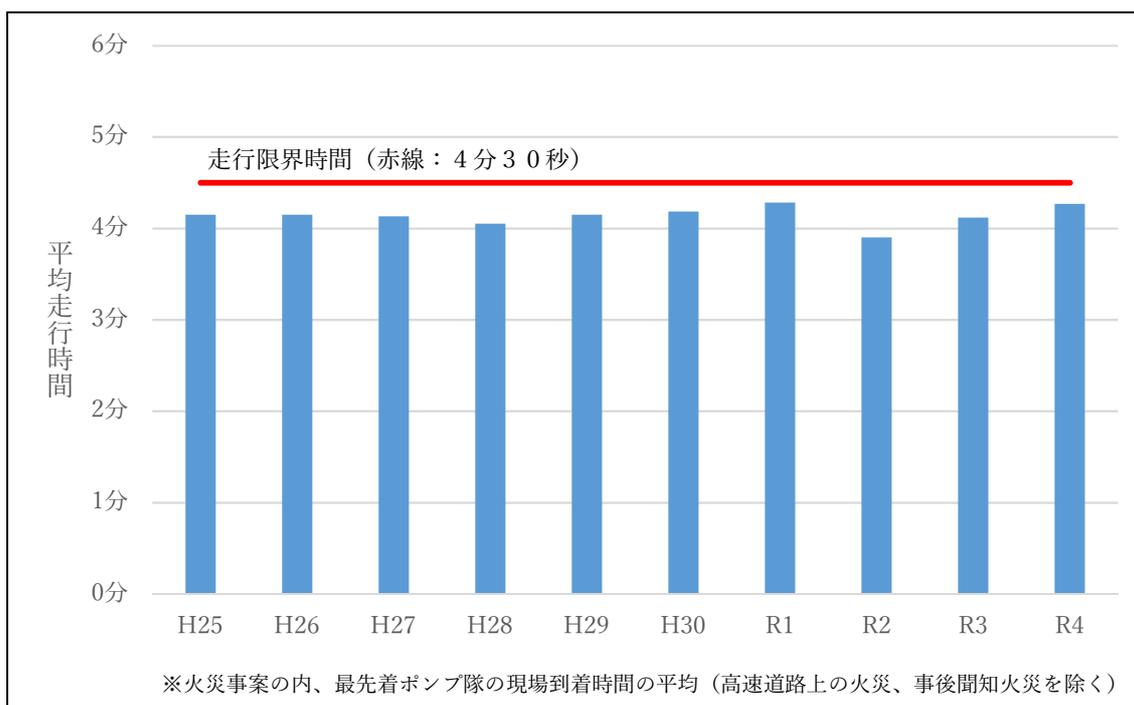
(※) 以内となっています。

(※) 消防力の整備指針・消防水利の基準の逐条問答では、消防自動車の出場から放水開始までの所要時間が約6分30秒を超えると急激に延焼率が高まることから、「出動から放水開始」までの時間の限界を6分30秒としています。このうち放水準備時間の平均が約2分間であることから車両の走行限界時間は4分30秒となります。

図表7 火災発生から放水開始までのプロセス

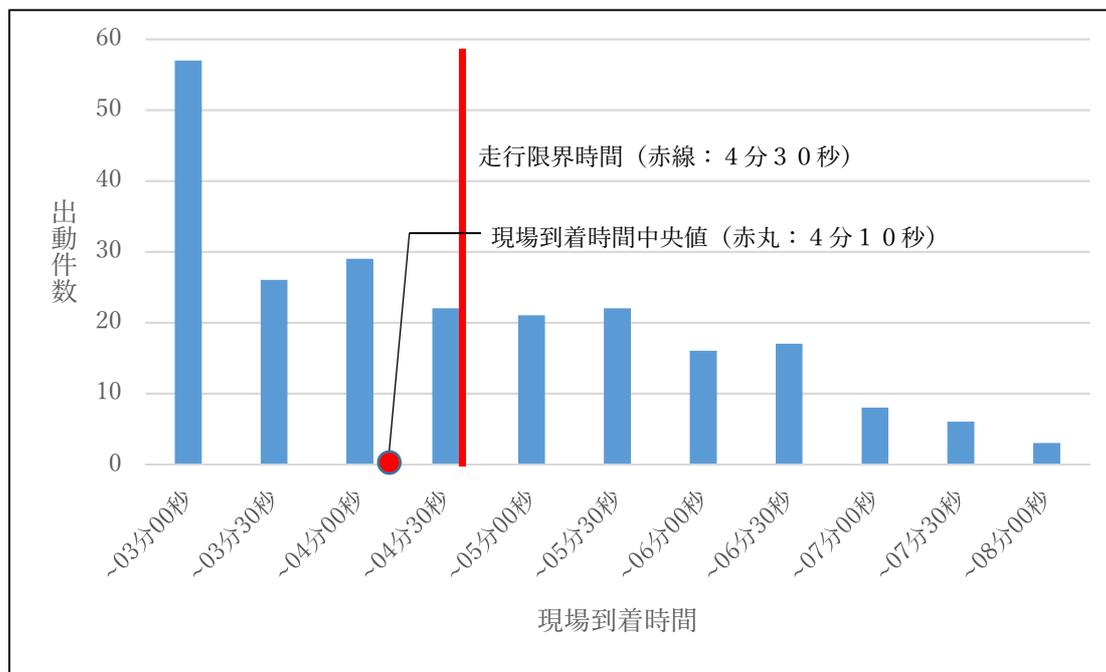


図表8 平成25年～令和4年 ポンプ車の出動から現場到着の平均走行時間



また、令和4年のポンプ車の出動から現場到着までの時間の分布状況は、全体の約6割が限界走行時間内に現場到着しており、3分以内に現場到着している件数が最も多い状況です。

図表9 令和4年 ポンプ車の出動から現場到着の分布図



一方で残りの4割については、ポンプ自動車現場付近には到着しているものの、次のような事情により最終的な現場到着までに時間を要する事案です。

石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域（以下「コンビナート地域」という。）に存する特定事業所（石油、高圧ガス等を大量に貯蔵、取り扱い又は処理している事業所）での火災については、事業所の自衛消防隊等と緊密な連携体制を確立して、有効適切な消防活動を展開することを目的に、災害発生事業所の正門付近で災害形態、進展状況、2次災害のリスク等を確認した上で、活動方針を決定し、全出場部隊が集結後に部隊編成を整えてから災害現場に向かうこととしているため時間を要しますが、特定事業所においては、自衛消防隊等による初期消火、拡大防止等などの応急措置が義務付けられていること、また、その他の事業所においても、危険物保安監督者に応急措置等の義務があることから、毎年、消防局では、講習会や立入検査で、災害発生時における適正な対応の徹底について指導しています。

広い敷地の中に存する建物での火災については、災害発生時における消防車両の進入経路などについて、管理者等へ事前に確認し災害現場へ向かう必要があるため時間を要しますが、建物などの消防法で定める防火対象物においては、定期的な立入検査による管理者等への防火管理の徹底及び消防用設備等の維持管理を指導しており、河川敷での火災については、消防車両の進入経路の確認や車両による接近が困難なことから時間を要しますが、管

理者への緊急連絡先などについて事前に確認・把握し、迅速な消火活動が可能となるよう対応を講じています。

狭隘な道路事情などの特別な事情がある場所での火災については、現場付近に到着しているものの、ポンプ自動車の進入に時間を要しますが、日ごろから管轄の消防隊が地水利調査や部隊出向等を通じて、そのような地域に対する有効な水利の把握や消火活動について他隊との連携も含め事前に準備を徹底するなどの対応を講じています。

現状について、全体の現場到着時間の中央値は4分10秒で、走行限界時間である4分30秒以内でポンプ車が現場に到着できており、また、これを超える地域や場所についても、個別の対応が講じられていることから、現在の配置状況は適切な水準であると言えます。

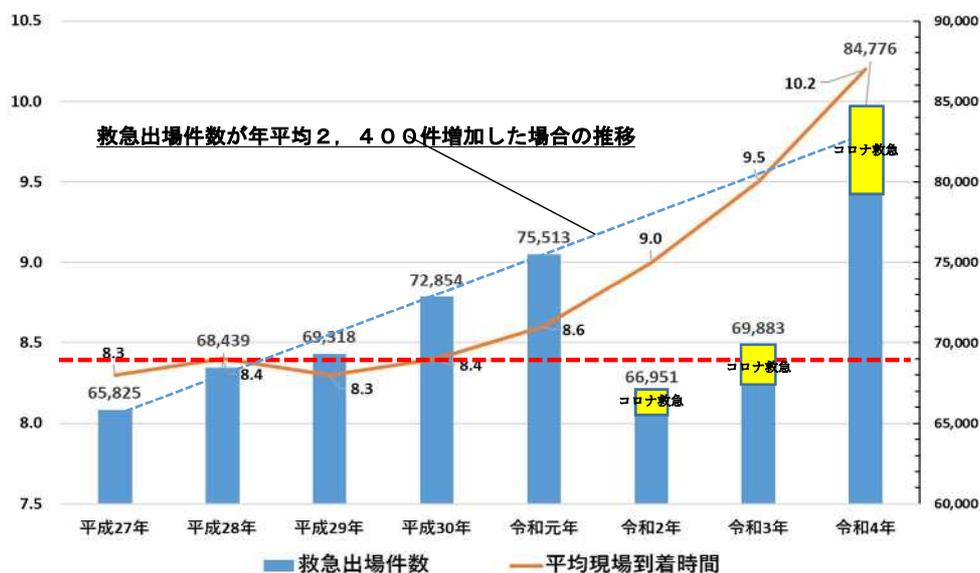
(3) 現在の施設配置における救急出動状況と課題

市内の救急出場件数は、令和2年および令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、外出を控える傾向があったことなどにより、令和元年を下回る件数となりましたが、令和4年には新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年よりも約1万件増加の84,776件となるなど、年々増加しています。

また、新たな救急通報に対して救急隊が直ちに出場できない状況が令和4年8月に初めて発生し、その後も数日間発生しており、令和4年中の合計は6日間111件にも及びました。

このような事態を踏まえ、救急出動状況の分析を行い、現場到着時間、活動時間、現場滞在時間、病院待機時間の推移について整理したところ、以下のとおりとなりました。

図表10 平成27年～令和4年 救急出場件数と平均現場到着時間の推移



図表 11 平成 27 年～令和 4 年 救急出場状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
救急件数	65,825件	68,439件	69,318件	72,854件	75,513件	66,951件	69,883件	84,776件
前年比		2,614件	879件	3,536件	2,659件	-8,562件	2,932件	14,893件
1隊あたりの件数	2,438件	2,535件	2,567件	2,602件	2,697件	2,309件	2,410件	2,923件
救急隊数	27隊	27隊	27隊	28隊	28隊	29隊	29隊	29隊
平均現場到着時間	8.3分	8.4分	8.3分	8.4分	8.6分	9.0分	9.5分	10.2分
高齢者搬送人数	30,139人	31,649人	33,006人	34,813人	35,970人	31,734人	32,095人	37,561人
高齢者搬送割合	52%	53%	55%	55%	55%	56%	55%	56%
コロナ救急件数						458件	2,925件	5,591件

4月王禅寺増隊

4月宿河原増隊

ア 救急出動状況の分析

現場到着時間については新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年までは8分台で推移してきましたが、その後令和2年に9.0分、令和3年に9.5分、令和4年には遂に10.2分となり、心肺停止時の1か月社会復帰率向上に影響を及ぼす10分を超えてしまいました。

救急出場1件あたりの平均活動時間は新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年とコロナ拡大後の令和4年では9.3分の延伸となりました。また、救急隊の1日の平均活動時間については、コロナ拡大前の令和元年とコロナ拡大後の令和4年では約2時間の延伸となりました。こういった救急隊の平均活動時間増大に伴い、救急隊員の疲労による事故発生リスクが高まっています。

平均現場滞在時間については令和2年以降、コロナ拡大による病床使用率上昇等の影響もあり、病院選定に要する時間が延長し、令和4年には令和元年よりも4.9分の延伸となりました。

病院待機時間については、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和2年以降は、2類感染症相当の新型コロナウイルス感染症陽性患者では、隔離等の制限が必要なため、医療機関では厳しい動線管理を余儀なくされ、検査が必要な発熱患者も多数発生したことから、2時間以上病院に待機した件数は、コロナ拡大前の令和元年とコロナ拡大後の令和4年では、令和4年は令和元年の約4倍の件数となりました。

イ 課題に対するこれまでの取組と効果

救急出場件数の増加に対する取組は、救急車の適時・適切な利用についての広報、救急受信ガイド、コールセンター事業（サポート救急の案内）などを行い、搬送者数に対する軽症者の割合は平成27年の56%から令和4年には51%まで減少しました。

転院搬送については、救急件数の約6%を占めており、病院間転院搬送の適正化を図るため転院搬送ガイドラインを設け、転院搬送率はほぼ横ばいの6%前後で推移しています。

夏季における救急事案として熱中症の事案が例年発生するため、熱中症予防広報を行っていますが、温暖化や近年の異常気象などから熱中症搬送は増加傾向にあります。

令和4年の救急搬送に占める高齢者の割合は約56%であり、老人福祉施設等の救急車適正利用推進のため老人福祉施設等との情報連絡会を行い、一定の効果はあるものの、搬送件数に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。

救急車の適時・適切な利用に関する取組については、軽症者割合が減少していることから、これまでの取組を継続することとします。しかし、救急出場件数は依然として増加しており、転院搬送は救急出場件数に比例し、高齢者の搬送割合は増加しています。市内の総人口は令和12年まで増加することが予想されており、市内の高齢者人口についても令和32年まで増加することが予想されており、熱中症搬送の増加も踏まえ、救急需要は更に高まると推測されています。

平均現場到着時間の延長に対する取組は、第二救急隊（救急要請が多く、待機中の救急隊が著しく少ない状況となった際に、各署に配置している非常用救急車を活用して、臨時の救急隊を編成）の運用による一時的な需要への対応、PA連携（救急事案において、心肺停止など緊急の応急処置が必要な場合等で、消防隊の早い到着が見込まれる場合に、救急隊と消防隊が連携して活動）による重症事案等への対応、救急隊増隊による未配置地域への対応等を実施してきました。しかし、新たな救急通報に対して救急隊が直ちに出場できない状況が発生してしまっています。

救急隊員の負担増加に対する取組は、救急出場件数の増加等により救急隊員の負担の一つとなっていた、連続出場により食事を摂取できないことへの取組として、令和4年からコンビニエンスストア等での飲食物購入を可能にし、待機署所以外でも食事を摂取できるようにしました。また、多数の救急出場件数や長時間の活動による負担を軽減する取組として、平成11年から基準に基づく救急隊員の交代の取組を実施しています。しかし、基準に基づく救急隊員の交代の取組については、配置人員や資格等の条件から交代が不可能な場合が多く、負担軽減が難しい状況となっています。

現場滞在時間の延長に対する取組は、重症以上の事案での現場滞在時間が30分以上となった件数の割合について、平成21年は16.5%であり、政令指定都市の中でワーストでした。この状況への取組として平成22年から、病院への傷病者受入れ照会時の必要最低限の情報伝達や3分以内の受入回答等のルールを定めた「川崎スタンダード」を開始し、平成24年には受入医療機関確保基準（現場滞在30分以上又は応需不能4件以上の事案受入れ）に基づく重症患者救急対応病院（幸病院）が指定され、令和元年までに7.3%に改善しました。

また、全事案における現場滞在時間についても、重症患者救急対応病院指定後の平成24年からコロナ拡大前の令和元年までに1.4分短縮されました。

しかし、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症拡大による病床使用率上昇等の影響もあり、重症以上の現場滞在30分以上の割合は増加し、令和4年にはコロナ拡大前の令和元年の2倍の割合となり、全事案での現場滞在時間については、令和4年には令和元年よりも4.9分の延伸となりました。

病院待機時間の延長に対する取組は、病院での待機時間が長くなっている場合などは、都度医療機関スタッフへ直接電話により短縮に努めてもらうよう依頼しており、病院での待機時間が2時間以上となった事案数について、平成30年前後は20件から30件台でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和2年は64件、令和3年は53件、令和4年は122件となりました。

ウ これまでの取組と効果を踏まえた今後の方向性

今後新型コロナウイルス感染症が収束するとともに、現場滞在時間及び病院待機時間の延長については改善されると予想されることから、これまでの取組を継続するとともに、更なる時間短縮に向けて関係局及び病院等と連携した取組について検討を行います。

救急出場件数の増加については、救急車の適時・適切な利用については、軽症者割合が減少していることから、これまでの取組を継続することとします。しかし、救急出場件数は依然として増加しており、転院搬送は救急出場件数に比例し、高齢者の搬送割合は増加しています。市内の総人口は令和12年まで増加することが予想されており、市内の高齢者人口についても令和32年まで増加することが予想されており、熱中症搬送の増加も踏まえ、救急需要は更に高まると推測されることから、A Iによる第二救急隊の事前配置のほか、救急体制強化の検討を行うこととします。

平均現場到着時間の延長については、重症事案に対してはP A連携により一定の対応ができていたためこれまでの取組を継続します。しかし、第二救急隊の運用及び救急隊の増隊には一定の効果がありましたが、救急需要の増大がその効果を上回ったため、A Iによる第二救急隊の事前配置のほか、救急体制強化の検討を行うこととします。

救急隊員の負担増加については、これまでの取組を継続するとともに、救急隊員の交代が不可能な場合があることや、取組だけでは負担を軽減できないほど救急出場件数が増加していることから、A Iによる第二救急隊の事前配置のほか、救急体制強化の検討を行うこととします。

3. 整備等の考え方

(1) 必要な機能・設備の整理

今後整備を行う消防署所においては、現在充足されている機能等に加え、平時より万全な感染症対策が講じられるような設備等の導入が必要であるほか、近年の社会情勢を鑑み、女性職員が活躍できる環境を整えることも必要です。

図表 12 消防署所の必要な機能要件

優先度	機能	消防署	消防出張所	概要
高	車庫	○	○	配置車両が円滑に出場できるスペースを有すること。
	給油設備	○	—	大規模災害時等において、自立した活動が継続できるための施設を確保すること。
	非常用電源設備	○	○	大規模災害時等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための設備を有すること。
	仮眠室	○	○	夜間の緊急出動等に備え、個室化による感染症対策を行った仮眠スペースを有すること。
	消毒室	○	○	救急活動における感染防止を図るための機能を有し、消毒室までの経路が独立していること。
中	倉庫	○	○	災害における必要な資器材等を保管するため、十分なスペースがあること。
	ホース乾燥塔	○	○	災害活動を円滑に行うため、使用した消防用ホースを洗浄・乾燥させるための施設を確保すること。
	浸水対策	○	○	ハザードマップにおいて、浸水が想定されている地域に配置されている施設については、浸水対策を行うこと。
	事務室	○	○	一般事務室機能のほか、災害出場に配慮した機能を有するほか、感染症対策をとれるようにすること。
	トイレ	○	○	男女別に整備し、乾式・洋式・自動洗浄機能により、感染症対策を行うこと。
	浴室 脱衣室	○	○	災害出場等により、汚れた身体を清潔に保つ機能を有し、プライバシー保護の観点から個室化すること。
	厨房 食堂	○	○	大規模災害時等において、継続した活動が継続できるための施設を確保すること。
	更衣室	○	○	男女別に衣服を替えることができるスペースを有し、プライバシーが保たれること。
	訓練設備	○	—	消防吏員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術等を向上させるための設備を有すること。
低	乾燥室	○	○	災害活動等で汚染した衣類等を洗濯する必要があるほか、洗濯後の衣類等を乾燥する設備を有すること。
	洗面所	○	○	非接触型自動水栓とするなど、感染症対策を行うこと。
	会議室	○	○	各種会議、打合せを実施する機能を有すること。
	駐車場 駐輪場	○	○	公用車、警防・査察用バイク、来庁者等の駐車・駐輪スペースを確保すること。

ア 消防署における必要な機能・設備

災害等における被害の軽減および傷病者の搬送を適切に行うため、従来導入されている機能に加え、感染症対策や女性職員が活躍できる環境を整える必要があることから、新たに施設整備等を行う際には、原則として、以下の機能を標準的に備えることとします。

図表 13 今後の消防署の整備にあたって導入する標準的な機能要件

機能	概要	写真
車庫	<p>消防署に配置されている消防車両の台数は非常に多いことから、十分な広さを確保する必要があるほか、円滑に出場するため、正面シャッターについては、オーバースライド式を導入すること。</p> <p>また、車庫と前面道路の間には車両整備の点検を行うことができるようにスペースを設けるほか、必要に応じて点検ピット等必要な機能を確保すること。</p>	 <p data-bbox="991 1072 1219 1104">車庫－臨港消防署</p>
給油設備	<p>大規模災害発生時にライフラインが寸断されることも想定し、消防署については自家用給油取扱所等の自立した活動が継続できるための施設を確保すること。</p>	 <p data-bbox="975 1637 1233 1668">給油設備－幸消防署</p>

機能	概要	写真
非常用電源設備	<p>大規模な災害時等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための設備を有すること。</p>	 <p>非常用電源設備－臨港消防署</p>
仮眠室	<p>夜間の緊急出動等に備え、仮眠をとることができる機能を有すること。なお、狭い空間での共同生活は感染症等のリスクが高まるため、個室化による、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>仮眠室－臨港消防署</p>
消毒室	<p>救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、救急隊帰所から消毒室までの経路については、他の居室等を通過することがないように考慮すること。</p>	 <p>消毒室－臨港消防署</p>

機能	概要	写真
倉庫	<p>配置されている消防車両の数に比例して災害活動用の資機材が増えるほか、管轄内の庶務用務についても消防署にて行っているため、警防・救急・救助・その他庶務用品等に関する備品を保管する十分なスペースがあること。</p>	 <p>倉庫－臨港消防署</p>
ホース乾燥塔	<p>災害活動を円滑に行うため、消火活動や訓練で使用した消防用ホースを洗浄・乾燥させるための施設を確保すること。</p>	 <p>ホース乾燥塔－川崎消防署</p>
浸水対策	<p>大規模災害時等において、ハザードマップにおける浸水想定エリアに配置されている施設については、止水板等の浸水対策を行うこと。</p>	 <p>止水板－川崎消防署</p>

機能	概要	写真
事務室	<p>一般事務室機能のほか、会議的機能や災害出場に配慮した機能を有するものとし、換気設備の設置や、職員同士が密にならないような空間を確保するなど、感染症対策がとれるようにすること。</p> <p>また、必要に応じて保存文書・査察台帳等を保管する機能を有すること。</p>	 <p>事務室－臨港消防署</p>
トイレ	<p>男女別に整備し、乾式、洋式、自動洗浄機能により、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>トイレ－川崎消防署</p>
浴室 ・ 脱衣室	<p>災害出場等により、汚れた身体を清潔に保つ機能を有すること。</p> <p>また、プライバシー保護の観点から浴室の個室化を進め、スペースの状況に応じて脱衣室についても個室化を進めること。</p>	 <p>浴室－臨港消防署</p>

機能	概要	写真
厨房 ・ 食堂	<p>大規模災害時においても継続した災害活動が行えるよう、調理・食事ができること。</p> <p>また、食事をする際に必要に応じた職員同士が密とならないような空間が確保できるなど、感染症対策が行えること。</p>	 <p>厨房－臨港消防署</p>
更衣室	<p>男女別に衣服を替えることができるスペースを有し、プライバシーが保たれること。</p>	 <p>更衣室－川崎消防署</p>
訓練設備	<p>消防吏員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術等を向上させるための訓練を実施する機能を有すること。</p>	 <p>訓練設備－幸消防署</p>

機能	概要	写真
洗濯機 ・ 乾燥室	<p>災害活動等で汚染した衣類等を洗濯する必要があるほか、洗濯後の衣類等を乾燥する機能を有すること。 なお、乾燥室の設置が難しい場合にあっては、衣類乾燥機を設置すること。</p>	 <p>乾燥室－臨港消防署</p>
洗面所	<p>非接触型自動水栓とするなど、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>洗面所－臨港消防署</p>
会議室	<p>各種会議、打合せを実施する機能を有すること。</p>	 <p>会議室－臨港消防署</p>

機能	概要	写真
駐車場 ・ 駐輪場	公用車、警防・査察用バイク、来庁者等の駐車・駐輪スペースを確保すること。	 <p data-bbox="981 761 1241 795">駐輪場－臨港消防署</p>

イ 消防出張所における必要な機能・設備

消防出張所は消防署と比較して、配置されている消防車両が少ないことから、必要な機能は縮小されるものの、消防署と同様に災害等における被害の軽減および傷病者の搬送を適切に行うこと、感染症対策や女性職員が活躍できる環境を整える必要があることから、新たに施設整備等を行う際には、消防署に準じた機能が必要となります。

図表 14 今後の消防出張所の整備にあたって導入する標準的な機能要件

機能	概要	写真
車庫	<p>消防署と比較して配置されている消防車両は少ないものの、配置車両が円滑に出場できるスペースを有すること。</p> <p>また、車庫と前面道路の間には車両整備の点検を行うことができるようにスペースを設けるほか、必要に応じて点検ピット等必要な機能を確保すること。</p>	 <p>車庫－宿河原出張所</p>
非常用電源設備	<p>大規模な災害時等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための設備を有すること。</p>	 <p>非常用電源設備－栗谷出張所</p>

機能	概要	写真
仮眠室	<p>夜間の緊急出動等に備え、仮眠をとることができる機能を有すること。 なお、狭い空間での共同生活は感染症等のリスクが高まるため、個室化による、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>仮眠室－宿河原出張所</p>
消毒室	<p>救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、救急隊帰所から消毒室までの経路については、他の居室等を通過することがないように考慮すること。</p>	 <p>消毒室－宿河原出張所</p>
倉庫	<p>消防署と比較して配置されている消防車両は少ないものの、災害等における必要な資機材を消防出張所においても保管する必要があることから、警防・救急に関する備品を保管する十分なスペースがあること。</p>	 <p>倉庫－宿河原出張所</p>

機能	概要	写真
ホース乾燥塔	<p>災害活動を円滑に行うため、消火活動や訓練で使用した消防用ホースを洗浄・乾燥させるための施設を確保すること。</p>	 <p>ホース乾燥塔－栗谷出張所</p>
浸水対策	<p>大規模災害時等において、ハザードマップにおける浸水想定エリアに配置されている施設については、止水板等の浸水対策を行うこと。</p>	 <p>止水板－川崎消防署</p>
事務室	<p>一般事務室機能のほか、会議的機能や災害出場に配慮した機能を有するものとし、換気設備の設置や、職員同士が密にならないような空間を確保するなど、感染症対策がとれるようにすること。</p> <p>また、必要に応じて保存文書・査察台帳等を保管する機能を有すること。</p>	 <p>事務室－宿河原出張所</p>

機能	概要	写真
トイレ	<p>男女別に整備し、乾式、洋式、自動洗浄機能により、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>トイレー川崎消防署</p>
浴室 ・ 脱衣室	<p>災害出場等により、汚れた身体を清潔に保つ機能を有すること。 また、プライバシー保護の観点から浴室の個室化を進め、スペースの状況に応じて脱衣室についても個室化を進めること。</p>	 <p>浴室ー宿河原出張所</p>
厨房 ・ 食堂	<p>大規模災害時においても継続した災害活動が行えるよう、調理・食事ができること。 また、食事をする際に必要に応じた職員同士が密とならないような空間が確保できるなど、感染症対策が行えること。</p>	 <p>厨房ー栗谷出張所</p>

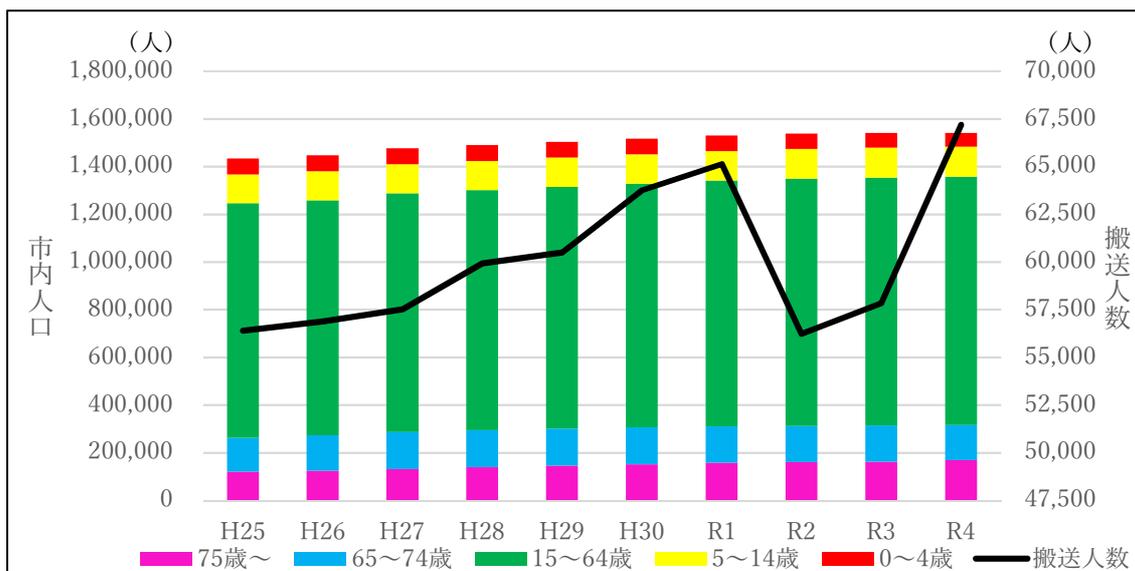
機能	概要	写真
洗濯機 ・ 乾燥室	<p>災害活動等で汚染した衣類等を洗濯する必要があるほか、洗濯後の衣類等を乾燥する機能を有すること。</p> <p>なお、乾燥室の設置が難しい場合にあっては、衣類乾燥機を設置すること。</p>	 <p>衣類乾燥機－宿河原出張所</p>
洗面所	<p>非接触型自動水栓とするなど、感染症対策を行うこと。</p>	 <p>洗面所－宿河原出張所</p>
多目的室	<p>消防吏員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術等を向上させるためのトレーニング器具を設置できるほか、必要に応じて各種会議・打合せを実施できる広さを有すること。</p>	 <p>多目的室－栗谷出張所</p>
駐車場 ・ 駐輪場	<p>公用車、警防・査察用バイク、来庁者等の駐車・駐輪スペースを確保すること。</p>	 <p>駐輪場－宿河原出張所</p>

(2) 救急需要等の分析に基づく施設配置の考え方

ア 救急出場件数の推移と将来の見通し

市内人口と搬送人数についてですが、新型コロナウイルス感染症に対する、不要不急の外出自粛や、社会活動自体が制限されたこと等による影響で、令和2年と令和3年については搬送人数が減少しているものの、他の年については、概ね市内人口の増加に合わせて搬送人数が増加傾向にあります。

図表 15 市内人口と搬送人数の推移



また、消防力の整備指針では、75歳以上の高齢者は、他の年齢階層に比べて、人口に対する搬送率が著しく高い傾向にあるとされており、本市においても、他の年齢階層の搬送率が約1~6%前後であることに対し、75歳以上の高齢者の搬送率は約14~17%となっていることから、75歳以上の高齢者の人口と搬送人数は強い相関関係にあることが分かります。

今後、救急搬送割合の多い、75歳以上の人口が増加していくことから、救急搬送件数は増加していくことが想定されます。

図表 16 年齢区分別の搬送数と人口の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
搬送数 (人)	75歳以上	19,476	20,113	21,321	22,420	24,177	25,786	26,994	23,972	24,300	28,974
	15~74歳	32,150	31,805	31,388	32,190	31,083	32,562	32,275	28,596	29,300	32,237
	5~14歳	2,003	2,131	1,975	2,279	2,149	2,241	2,368	1,619	1,788	2,558
	0~4歳	2,773	2,831	2,844	3,048	3,099	3,174	3,491	2,048	2,452	3,414
人口 (人)	75歳以上	121,633	125,811	131,585	139,007	145,679	152,113	158,430	160,269	162,252	168,988
	15~74歳	1,138,490	1,145,945	1,156,676	1,162,056	1,169,152	1,175,089	1,182,491	1,188,415	1,191,120	1,188,219
	5~14歳	121,027	122,056	120,881	121,829	122,391	123,216	123,735	125,435	125,723	125,235
	0~4歳	67,046	67,231	66,071	66,585	66,468	66,065	65,801	64,143	61,245	58,448
搬送数 /人口	75歳以上	16.01%	15.99%	16.20%	16.13%	16.60%	16.95%	17.04%	14.96%	14.98%	17.15%
	15~74歳	2.82%	2.78%	2.71%	2.77%	2.66%	2.77%	2.73%	2.41%	2.46%	2.71%
	5~14歳	1.66%	1.75%	1.63%	1.87%	1.76%	1.82%	1.91%	1.29%	1.42%	2.04%
	0~4歳	4.14%	4.21%	4.30%	4.58%	4.66%	4.80%	5.31%	3.19%	4.00%	5.84%

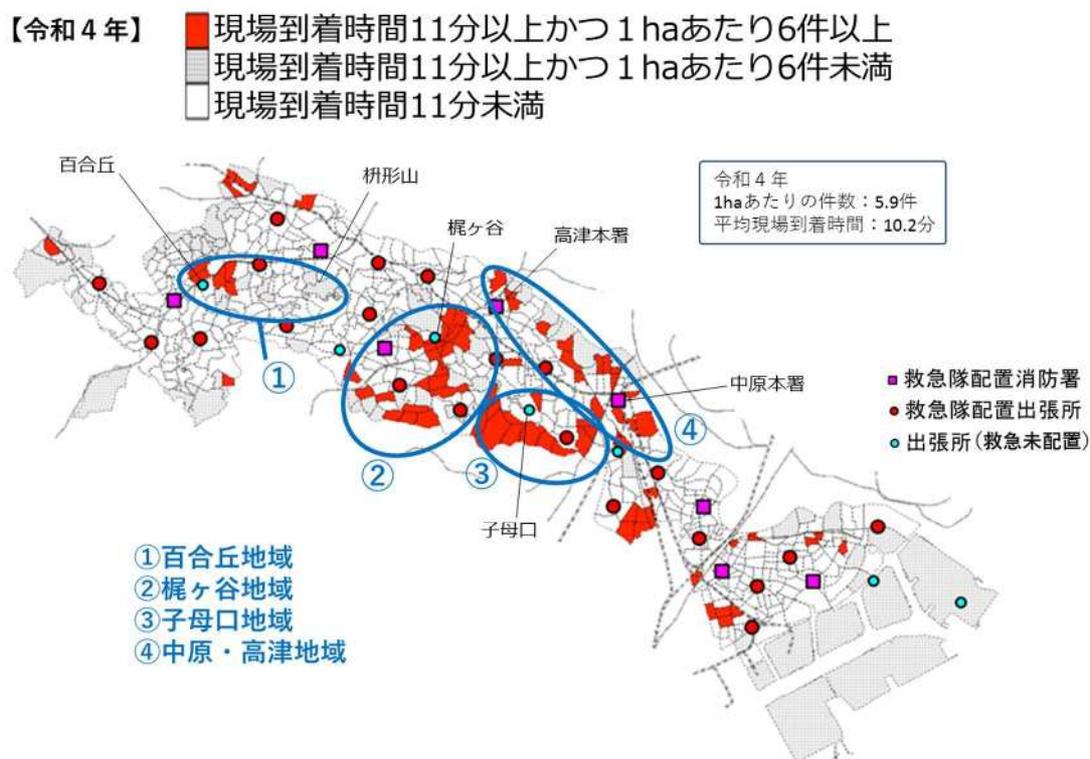
イ 現場到着時間の延伸と対策について

現着時間については、川崎市総合計画第3期実施計画の計画期間における目標値を8分としています。しかしながら、第二救急隊（救急要請が多く、待機中の救急隊が著しく少ない状況となった際に、各署に配置している非常用救急車を活用して、臨時の救急隊を編成）を含め、全ての救急隊が出場し、以降の救急要請に対して直ちに出場できない状況が発生するなど、現在の救急体制では対応しきれない状況となっており、心肺停止後10分以内に救急隊員による救命処置が開始されることが、1か月社会復帰率の向上に寄与すると言われていたが、図表13に示すように平均現場到着時間が10分を超えているのが実情です。このような状況から、救急体制強化の検討を行うにあたり、現場到着時間及び件数についての分析を行いました。

現状の平均現場到着時間である10.2分を超えて11分かつ1ha（ヘクタール）あたりの救急出場件数の平均5.9件を超えて6件以上となっている地域を抽出したところ、その多くは中原区、高津区、宮前区の一部及び麻生区の一部に分布しています。臨海部、市境のいくつかの地域、柘形山周辺では平均現場到着時間は11分以上となっていますが、1haあたりの救急出場件数は6件未満となっています。平均現場到着時間11分以上かつ1haあたりの救急出場件数6件以上の地域は、百合丘出張所周辺の地域（以下「百合丘地域」という。）、梶ヶ谷出張所周辺を中心として、宮前区の一部を含む地域（以下「梶ヶ谷地域」という。）、子母口出張所のすぐ南側に位置する地域（以下「子母口地域」という。）、中原消防署周辺から府中街道沿いに高津消防署周辺にかけての地域（以下「中原・高津地域」という。）の概ね4つの地域に分けられました。

今後の市域全体の傾向としては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染防止衣の着用機会の減少による現場到着時間の短縮が見込まれており、前述の4つの地域以外の地域については、これまでの取組に加え、A Iを活用した第2救急隊の事前配置や救急要請が多い地域への広報活動等を実施することで、10分以内の現場到着を目指すとともに、心肺停止など緊急の応急処置が必要な事案については、引き続き、最寄りの消防隊を同時出場（P A連携）させることで、到着が遅れる救急隊より早くA E D等を活用した救命措置を実施していくことで対応するものとします。

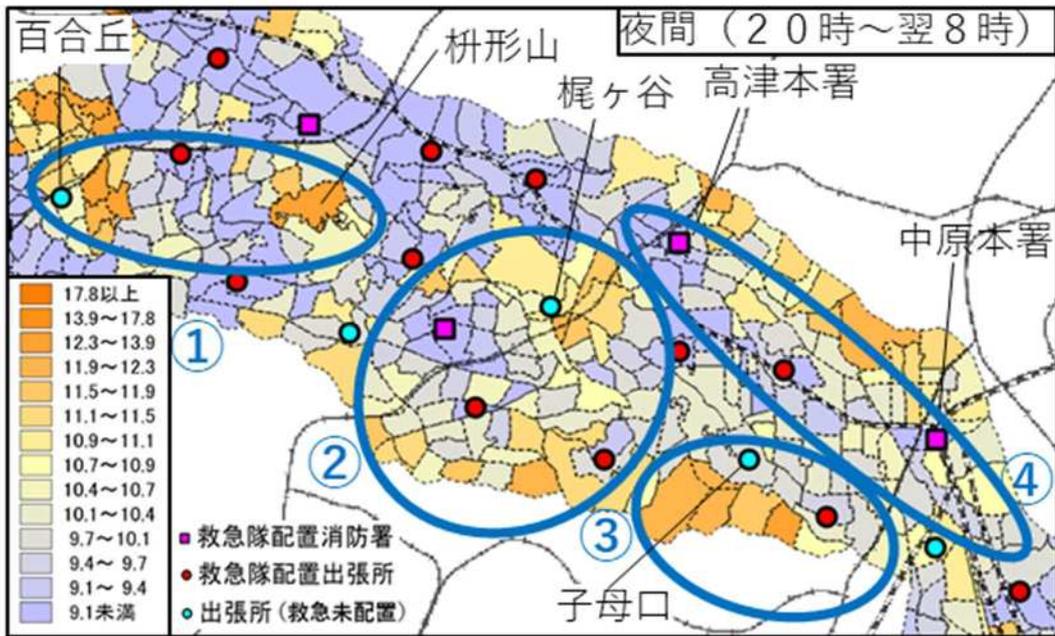
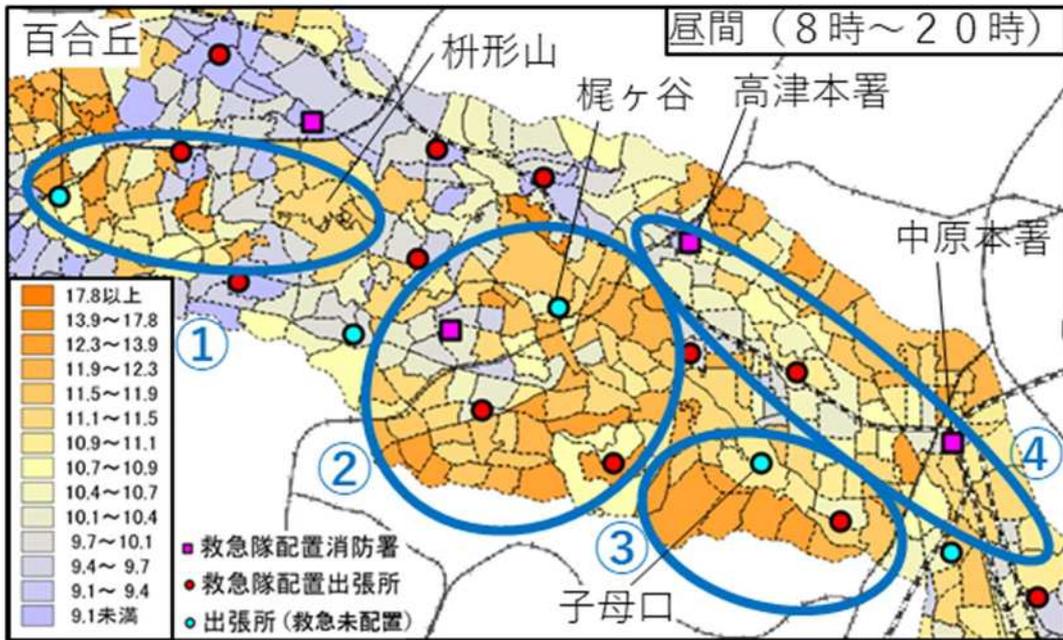
図表 17 令和 4 年平均現場到着時間及び 1ha 当たりの救急出動件数データ



前述の 4 つの地域について分析を行ったところ、百合丘地域、梶ヶ谷地域及び子母口地域は昼間も夜間も平均現場到着時間が 11 分を超える範囲が広く、また、これらの地域には救急隊が配置されていない状況となっていることから、百合丘地域、梶ヶ谷地域及び子母口地域は 24 時間運用の救急隊の配置が効果的であることが分かります。

一方、中原・高津地域にある 2 署 1 出張所にはいずれも救急隊が配置されており、夜間の平均現場到着時間は、広い範囲で 10 分未満となっていますが、昼間の平均現場到着時間は 11 分を超える範囲が広がっています。これは中原区及び高津区の昼間の救急件数が、配置されている救急隊数では対応しきれなくなっていると考えられるため、中原・高津地域には昼間の需要に対応する救急隊（日中運用の救急隊）を配置するのが効果的であると考えます。

図表 18 令和4年 現場到着時間



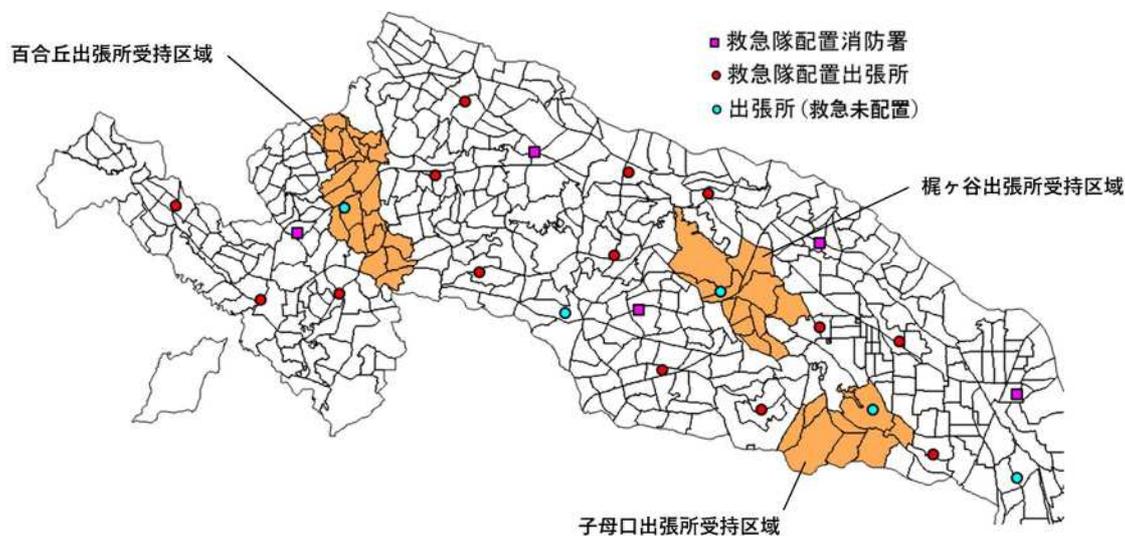
課題地域への救急隊配置については、救急件数の増加、現場到着時間の延長等を考えると、迅速に行う必要があります。24時間運用の救急隊を配置するためには、救急車両の駐車場所、救急隊員の仮眠室、救急資器材の消毒室、事務所スペース等、必要な施設が整っている必要がありますが、中原消防署及び高津消防署は救急隊員の仮眠室以外の施設は既に条件をクリアしているため、昼間の需要に対応する日中運用の救急隊

であればすぐに配置することが可能な状況となっていることから、令和6年度に中原消防署、令和7年度に高津消防署に日中運用の救急隊を配置することとなりました。

次に百合丘出張所、梶ヶ谷出張所、子母口出張所については、現状で救急隊が未配置のため、救急隊を配置するためには、順次、前述の施設を新しく整備する必要があります。そのため、それらの地域の救急件数等の状況を分析し、最も配置の優先度が高い出張所を検討しました。この3出張所は救急隊の出場区域というものが存在しないことから、救急件数及び平均現場到着時間の比較をするにあたり、それぞれの出張所（消防隊）の受持区域をもって比較を行うこととしました。

この3出張所の受持区域の分析、比較をしたところ、子母口出張所受持区域について、救急件数が最も多く、かつ、平均現場到着時間が最も長い区域であることが確認されました。よって救急需要分析の結果を踏まえ、子母口出張所の建替と救急隊の配置を同時かつ優先的に検討することとし、梶ヶ谷出張所及び百合丘出張所への配置については、中原消防署、高津消防署への日中運用の救急隊配置及び子母口出張所への24時間運用の隔日勤務体制の救急隊配置の波及効果を検証した上で、再度市内全体の救急出場状況の分析を行い、適正配置の検討を行うこととします。

図表 19 課題地域出張所の受持区域



(3) 整備の基本的な考え方

ア 改修・改築の考え方

施設の老朽化の進行に伴い、消防活動に支障をきたす可能性のある事象が発生しています。また、増加する救急需要や女性活躍推進の観点等から、近年、各施設に求められる機能は増加しています。そこで、改修・改築を行う際には、老朽化等への対応の時機を捉えて前述の必要機能を充足させることを基本とします。

一般的に、改修は改築よりもコスト面で有利であることが多いことから、各施設に求められる機能が充足されることを前提とした場合、客観的データに基づきながら経済合理性の観点から改修・改築の判断を行うことが必要となります。

また、「資産マネジメント第3期実施方針」では、機能重視の考え方に基づき資産保有の最適化を進めることとしており、消防署所についても他の公共施設との複合化の検討対象となります。

各消防署所に必要な機能は前述のとおりですが、施設の改修・改築の際には、他の公共施設との複合化の可能性などを検討します。

写真3 多摩区役所生田出張所



《建物概要》

・老朽化の進んだ昭和50年建設の建替を行った際に、器具置場が老朽化していることや地域防災力の強化を目的とし、多摩区役所生田出張所に複合化して整備。

建築時期：令和3年5月

構造：鉄骨造 地上3階建て

敷地面積：1284.99 m²

延床面積：1088.31 m²（器具置場 67.31 m²）

イ 民間活用の考え方

川崎市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として『民間活用（川崎版PPP）推進方針』を策定しており、施設整備・管理運営事業（ハード事業）については、原則すべての案件を検討の対象とすることとしています。

消防署所の整備においても民間活用の検討を行うこととしますが、消防署を除く施設については、敷地面積・建物面積共に比較的狭いことから、単独施設で情報発信した場合には、民間活用の提案についても、範囲の狭い提案となってしまいます。そこで、効果的に検討を進めるために、民間事業者との対話にあたっては、複数施設をまとめて情報発信し対話することとします。

写真4 中原消防署本署



《建物概要》

・老朽化の進んだ昭和36年建設の庁舎を民間ホテルとの複合施設として移設し建替。

開設時期：平成20年4月1日

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

鉄骨造 5～21階

敷地面積：2,559.11 m²

延床面積：消防署 3,094.94 m²

ホテル 11,098.35 m²

(4) 整備の優先順位付けの考え方

現在の消防署所は、築30年以上の施設が半数以上を占めており、今後、大量かつ同時期に更新時期を迎えることが想定されています。一方で、現在地にて施設を改修・改築する際には、その施設の消防隊(救急隊)が一時的に隣接署所等へ移転する必要があり、消防隊(救急隊)の配置場所が一時的に変わります。改修・改築中に管轄する地域にて災害が発生した場合には、移転場所から出場するとともに、災害地点から最も近くにいる部隊にも出場指令が出るため、災害対応の影響は最小限となりますが、それでも平時より市域に必要な消防力の適正配置を確保しておく必要があることや、本市の厳しい財政環境を踏まえると、同時期に改修・改築を行うことは困難です。

そのため、改修・改築を行う施設の優先順位付けを行い、施設更新の平準化も含め計画的に対応していくことが必要となります。

優先順位の検討にあたっては、改修・改築期間中においても必要な消防力を確保し続けることを前提に、各施設が果たしている役割・機能等を考慮した上で、個別施設の状態(劣化・損傷の状況等)を明確化する必要があります。

そのため、原則として、個別施設の状態を把握するための調査を実施し、対策の優先順位付けを行うこととします。なお、消防署所の中には築年数の浅い施設もあることから、全ての施設を対象に調査を行うのではなく、一定の築年数(概ね40年程度)が経過した段階で調査を実施し、その都度、必要機能の不足状況を踏まえた上で、優先順位付けを見直すこととします。

また、社会情勢による消防・救急需要の変化により、救急隊の増隊等を行う必要がある場合には、施設に求められる機能が追加されるなど、本市に必要な消防力により、優先順位を見直す必要もあります。

以上のことから、「築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題」、「消防・救急需要の変化に対応するための施設の整備」、「必要機能・設備の不足」の3つを検討項目とした整備の優先順位付けを行うものとし、都度見直しを行うものとします。

なお、整備の優先順位付けを行うためには、これら3つの検討項目の中で、どの検討項目が優先されるのか決めておく必要があります。

まず、「築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題」についてですが、既存構造体の耐用年数が残り僅か、つまり直ちに整備しない場合、倒壊の危険があるという調査結果が出た場合、消防職員の安全はもちろんのこと、現在行われている市民サービスが損なわれる可能性を示していることから、最優先で施設の整備を行う必要があります。

次に、「消防・救急需要の変化に対応するための施設の整備」についてですが、本市に必要な消防力を満たしていないことは、必要とされている市民サービスを十分に提供できていないことを示しているため、優先して行う必要があります。

しかしながら、耐用年数が残り僅かである施設を継続して使用することは困難であり、緊急性が非常に高いことから、「築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題」が優先されます。

最後に、「必要機能・設備の不足」についてですが、(1) 必要な機能・設備の整理において、優先度：高とした機能・設備において不足が生じている場合に整備を検討するものとしませんが、他2つの検討項目と比較すると、3つの検討項目の中では優先度が1番低くなります。

以上のことから、

- ① 「築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題」があるか
- ② 「消防・救急需要の変化に対応するための施設の整備」は必要か
- ③ 「必要機能・設備の不足」はあるか

これら3つの検討項目について、数字の順に優先順位付けを行い、都度見直しを実施していくものとします。

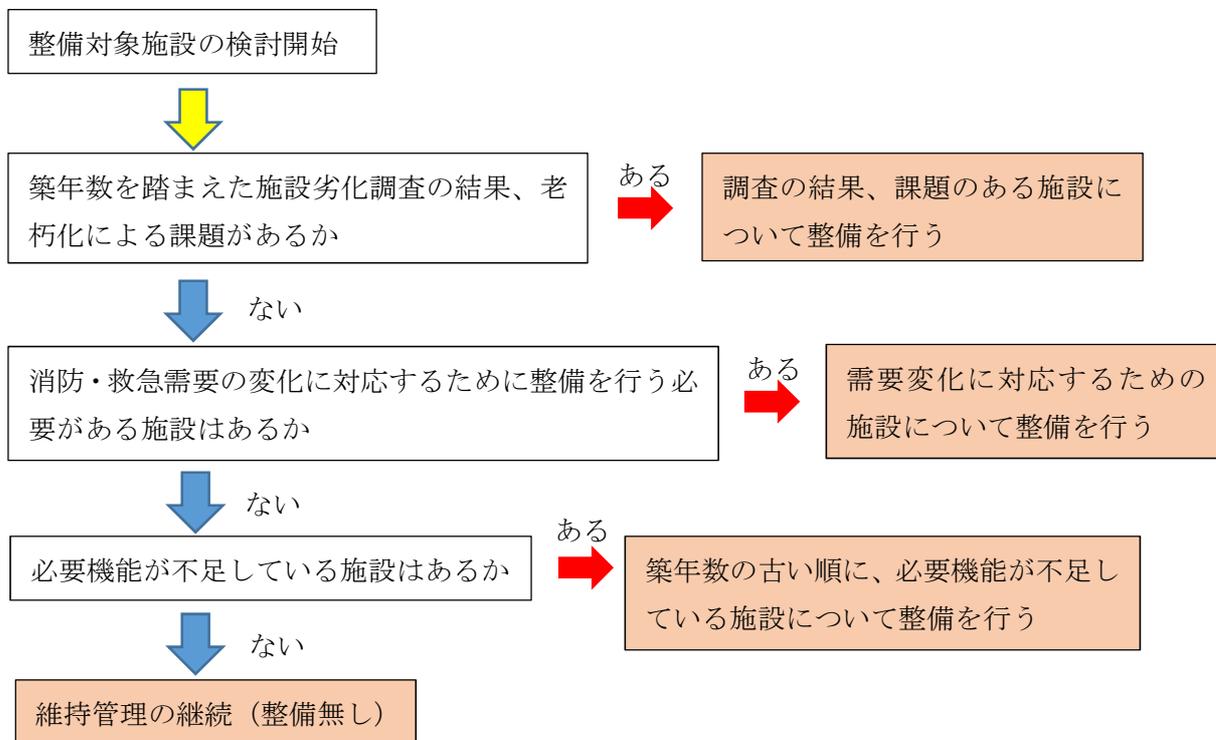
図表 20 優先順位付けの見直しイメージ

見直し前の優先順位			見直し後の優先順位		
優先順位	施設名	築年数	優先順位	施設名	築年数
1	A 出張所	築 48 年	1	B 出張所	築 44 年
2	B 出張所	築 43 年	2	A 出張所	築 49 年
3	C 出張所	築 42 年	3	C 出張所	築 43 年
4	D 出張所	築 41 年	4	D 出張所	築 42 年
—	E 出張所	築 40 年	5	E 出張所	築 41 年
—	未調査	築 40 年	6	F 出張所	築 41 年
—	未調査	築 39 年	—	未調査	築 40 年
—	H 出張所	築 39 年	—	未調査	築 40 年

検討項目による
 優先順位付けを反映

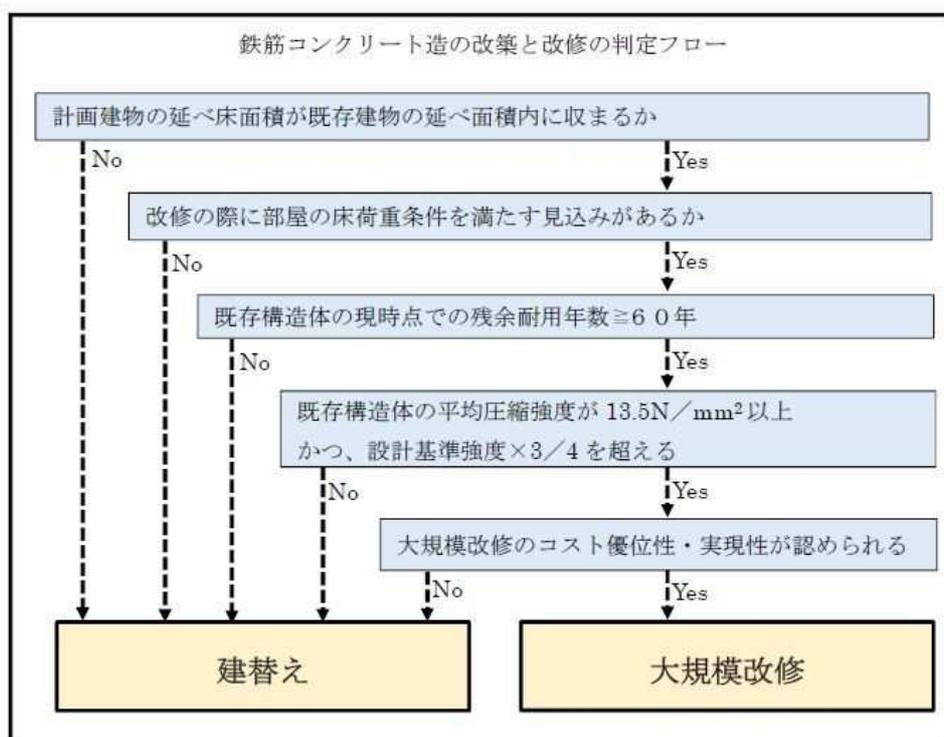
(5) 判定フロー

ア 整備対象施設の決定に関する判定フロー



イ 整備手法の決定に関する判定フロー

図表 21 鉄筋コンクリート造の改築（建替え）と改修の判定フロー



4. 施設の維持管理の考え方

資産マネジメント第3期実施方針においては、今後見込まれる人口減少や厳しい財政環境を見据え、施設の長寿命化の取組を推進し、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図ることが重要であるとしています。

消防署所についても、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの最適化を図ります。

施設の長寿命化に向けては、上位計画である資産マネジメント第3期実施方針を基本とし、資産マネジメント第3期実施方針において長寿命化対象部位として挙げられている機能や設備に加えて、消防活動に必要な機能、安全性の観点から、車庫シャッターについて目標更新年数を設定することとします。

また、ライフサイクルコストの最適化を図る上で、施設を適切に維持するためには、施設の各部位及び設備機器それぞれの機能・性能についての異常・劣化・損傷の状態を点検し、異常等がある場合、適切な対策を行うことが必要です。

点検には、大きく分けて、施設管理者等が設備などの運転監視と並行して、異常・劣化を目視等にて定期的に調査する日常点検と、法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられる法定点検の2種類がありますが、法定点検はもとより、適正な日常点検を実施し、劣化等の早期発見に努めることは大変重要です。

特に、消防署所は、消防活動の拠点や、災害時の応急対策の拠点としての機能が求められており、例えば、災害出動時に車庫シャッターが故障した際には、出動不能が発生することによる現場到着時間が延伸する等の市民サービスの低下を招くことから、一定の使用頻度で交換を実施するなど、市民の生命・財産を守る観点から、施設の機能・性能を常に正常な状態で保つことが必要です。

一方で、消防署所の半数以上は、築30年以上たっていることから、老朽化が進んでおり、今後も施設の必要な機能や安全性を確保していくためには、各種法令に基づく法定点検を含め、施設や設備等の計画的な点検により、不具合（異常、故障等）箇所を早期に発見し、効率的かつ効果的な対策を行うことが重要となります。

なお、消防署所には、他の公共施設とは異なる特有の設備（ホース乾燥塔）等を有していることから、特有の設備を抽出し、消防署所に必要な点検を実施することとします。

5. 当面の施設整備

整備対象施設の決定に関する判定フローに基づき、次の整備対象施設を決定する上で、消防署所の施設を築年数の古い順に並び替え、耐用年数の調査結果、救急隊の配置状況、優先順位：高に該当する必要機能・設備の充足状況を整理したものが、図表 22 になります。

図表 22 消防署所の一覧（築年数の古い順、設備・機能整理）

No.	施設名称 ※1	建築年月	築年数	耐用年数	救急隊	機能区分	車庫	給油設備	非常用電源	仮眠室	消毒室
1	平間出張所	S49.9	48	100 年超	配置	出張所	○	—	○	×	○
※2	2 王禅寺出張所	S52.3	46	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
3	子母口出張所	S54.5	43	87 年	未配置	出張所	○	—	○	×	—
4	犬蔵出張所	S55.3	43	100 年超	未配置	出張所	○	—	○	×	—
5	新作出張所	S56.3	42	22 年	配置	出張所	○	—	○	×	×
6	苜宿出張所	S57.3	41	—	未配置	出張所	○	—	○	×	—
7	久地出張所	S57.3	41	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
8	小田出張所	S58.3	40	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
9	井田出張所	S58.5	40	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
10	宮前消防署	S60.7	37	100 年超	配置	消防署	○	○	○	×	×
11	麻生消防署	S60.7	37	—	配置	消防署	○	○	○	×	×
12	加瀬出張所	S61.4	37	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
13	南河原出張所	S62.1	36	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
14	大島出張所	S63.3	35	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
15	野川出張所	H1.3	34	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
16	小田中出張所	H1.7	33	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
17	百合丘出張所	H2.11	32	—	未配置	出張所	○	—	○	×	—
18	多摩消防署	H3.3	32	—	配置	消防署	○	○	○	×	○
19	菅出張所	H3.3	32	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
20	千鳥町出張所	H4.2	31	—	未配置	出張所	○	○	○	×	—
21	向丘出張所	H4.11	30	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
22	殿町出張所	H6.2	29	—	配置	出張所	○	—	○	×	×
23	浮島出張所	H10.10	24	—	未配置	出張所	○	—	○	○	—
24	梶ヶ谷出張所	H11.2	24	—	未配置	出張所	○	—	○	○	—
25	川崎消防署	H14.3	21	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
26	高津消防署	H17.4	18	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
27	藤崎出張所	H19.9	15	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
28	中原消防署	H20.3	15	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
29	幸消防署	H22.3	13	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
30	臨港消防署	H24.2	11	—	配置	消防署	○	○	○	○	○
31	栗木出張所	H25.1	10	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
32	柿生出張所	H26.3	9	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
33	菅生出張所	H28.2	7	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
34	宿河原出張所	R2.3	3	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
35	栗谷出張所	R4.3	1	—	配置	出張所	○	—	○	○	○
36	宮崎出張所	改築中									

※1 施設名が緑の施設については、優先順位：高の機能・設備が充足されていることを示しています。

※2 王禅寺については、H30.1に内装改修済み

(1) 次の整備対象施設

必要な機能・設備のうち優先順位：高に該当する機能・設備が不足している施設に対し、築年数の古い順に優先順位を付けると、優先順位1位が幸消防署平間出張所、優先順位2位が高津消防署子母口出張所、優先順位3位が宮前消防署犬蔵出張所、優先順位4位が高津消防署新作出張所というように整理されます。

ここから、判定フローに従い優先順位の見直しを行うと、築年数を踏まえた施設劣化調査の結果、老朽化による課題のある施設は無いことから、前述の救急需要等の分析に基づく施設配置の考え方に記載のとおり、救急需要の変化に対応するための施設として、高津消防署子母口出張所が該当していることから、高津消防署子母口出張所を優先順位1位として繰り上げる必要があります。

以上のことから、次の整備対象施設は高津消防署子母口出張所を優先的に検討します。

図表 23 優先順位付けの見直しによる次の整備対象施設

見直し前の優先順位			見直し後の優先順位		
優先順位	施設名	築年数	優先順位	施設名	築年数
1	平間出張所	築 48 年	1	子母口出張所	築 43 年
2	子母口出張所	築 43 年	2	平間出張所	築 48 年
3	犬蔵出張所	築 43 年	3	犬蔵出張所	築 43 年
4	新作出張所	築 42 年	4	新作出張所	築 42 年
—	苅宿出張所	築 41 年	—	苅宿出張所	築 41 年
—	久地出張所	築 41 年	—	久地出張所	築 41 年
—	小田出張所	築 40 年	—	小田出張所	築 40 年
—	井田出張所	築 40 年	—	井田出張所	築 40 年

救急需要の変化に対応するため、順位見直し

耐用年数未調査

(2) 当面のスケジュール

図表 24 当面のスケジュール

	R 5 年度	R 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
消防署所の整備・維持管理の考え方	考え方策定	考え方に基づく取組推進		
施設整備		高津消防署子母口出張所		
		検討	検討結果に基づく取組推進	
				次期施設 検討